

平成十五年一月三十一日受領
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一五五第四九号

平成十五年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出公的年金制度に対する国民の不信と情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出公的年金制度に対する国民の不信と情報公開に関する質問に対する答弁書
一について

御指摘の営業請負契約書に関する資料については、平成十一年十一月十八日の衆議院決算行政監視委員会において、大規模年金保養基地（以下「保養基地」という。）の運営の委託を受けた財団法人（以下「財団」という。）が保養基地の営業に係る請負契約を締結している株式会社（以下「請負会社」という。）に関する資料の提出が旧年金福祉事業団理事長に求められたことを受けて、同年十二月九日に旧厚生省が質問者に提出したものである。

この経過について調査したところ、旧年金福祉事業団においては、財団と請負会社との間で毎年更新される営業請負契約書の原本の写しは所有していなかったが、当初の営業請負契約が締結される前に契約条項の内容を確認するため、契約金額等が空欄となっている営業請負契約書の案を入手していたことから、同日、旧厚生省が質問者から同日中に提出可能な関係資料の提出を求められたことを受けて、旧年金福祉事業団が所有していた当該営業請負契約書の案を原文のまま提出したものであった。

なお、平成十三年十一月七日の衆議院決算行政監視委員会における厚生労働省年金局長の答弁について

は、同局長が御指摘の営業請負契約書に関する資料請求の経緯を承知していないこと、保養基地の運営状況について隠す考えはないこと等を答弁したものであり、営業請負契約書に関する資料の改ざんを認められたものではない。

二の(1)について

厚生年金保険及び国民年金の保険料に係る昭和五十七年度から平成十三年度までの間の年度別の徴収決定済額、収納済額及び不納欠損額は、別表第一のとおりである。

厚生年金保険の保険料収納対策については、各社会保険事務所において、事業主に対し、滞納の発生を防止するため、口座振替の推進等による納期内の納入の励行に関する指導を行うとともに、滞納の長期化を防止するため、納入督促、滞納処分の早期着手等に取り組んできたところである。

国民年金の保険料収納対策については、制度の理解を促し、自主的な納付に結び付けるための年金教育、年金広報等の充実を図るとともに、口座振替の利用の勧奨、電話及び戸別訪問による納付督促等に取り組んできたところである。平成十四年度からは、国民年金の保険料収納事務が市町村から国へと移管されたことを契機として、納めやすい環境づくりの観点から、保険料の納付窓口を全国の銀行、郵便局、信用金

庫、農業協同組合等に拡大し、個々の未納者に対して年六回催告状を送付する等、より徹底した保険料収納対策に取り組んでいるところである。

二の(2)について

厚生年金保険事業及び国民年金事業の事務費に相当する厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の業務取扱費及び施設整備費への一般会計及びそれぞれの特別会計の他の勘定からの繰入額は、別表第二のおりである。

二の(3)について

国民年金の保険料未納者とは、国民年金の第一号被保険者であつて過去二年間保険料を全く納付していないもの（保険料を納付することを要しないものを除く。）をいう。その数については、国民年金被保険者実態調査において平成八年度から三年ごとに調査しており、平成七年度末現在で約百七十二万人、平成十年度末現在で約二百六十五万人となっている。

年金未加入者とは、国民年金の第一号被保険者として国民年金制度が適用されるべき者であつていまだ適用されていないものをいう。その数については、公的年金加入状況等調査において平成四年度から三年

ごとに調査しており、平成四年九月三十日現在で約百九十三万人、平成七年十月十五日現在で約百五十八万人（阪神・淡路大震災のため兵庫県は調査していない。）、平成十年十月十五日現在で約九十九万人となっている。

いわゆる不在被保険者（国民年金の第一号被保険者であつて、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の転出届に基づき住民票が消除された日から起算して三か月以内に他の市町村から同法第九条第一項の通知がないもの又は同法第三十四条第一項若しくは第二項の調査に基づき住民票が消除されたものをいう。国民年金市町村事務処理基準（平成十四年三月十一日庁保発第八号社会保険庁運営部長通知）において「居所未登録者」と称している。）は、年金未加入者に含まれず、また、住所が不明なため国民年金被保険者実態調査の対象としていないことから、同調査における保険料未納者にも含まれない。

お尋ねの「拒否者」については、国民年金の第一号被保険者であつて国民年金の保険料の納付を拒否しているものを指すとすれば、年金未加入者には含まれず、その者が過去二年間保険料を全く納付していない場合は保険料未納者に含まれることとなるが、保険料未納者を「拒否者」とそれ以外の者に区分するこ

とは、事柄の性質上、困難である。

二の（４）について

国民年金の保険料収納事務が市町村から国に移管された以降の国民年金保険料納付書の作成業者及び保険料未納者に対する電話による納付督促の請負業者の業者名、契約形態及び年度別の契約金額は、それぞれ別表第三及び別表第四のとおりである。

なお、国民年金保険料納付書の発送は郵便により行っており、発送業者への委託は行っていない。

二の（５）について

二の（４）についてでお答えした業者との間で民法（明治二十九年法律第八十九号）上の請負契約を締結し、同契約において個人情報保護のための措置を講じた上で、これらの業者に国民年金保険料納付書の作成及び保険料未納者に対する電話による納付督促の業務を委託しているところである。

三の（１）について

平成十一年度及び平成十二年度の旧年金福祉事業団の資金確保業務及び基盤強化業務並びに平成十三年度の年金資金運用基金の管理運用業務及び承継資金運用業務について、運用受託機関別の年度別及び業務

別の運用手数料の額及び収益率は、それぞれ別表第五及び別表第六のとおりである。

三の(2)について

実績が確定している平成十一年度から平成十三年度までの間において、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計から支出した保養基地の施設整備費、不動産取得税、固定資産税及び森林維持管理費の年度別の金額は、別表第七のとおりである。なお、この間、不動産購入費及び特別土地保有税は支出していない。

三の(3)について

これまでに施設の解体を行った保養基地は、平成十四年三月に解体を行った中央高原基地のみである。その解体費用は一億八千三百七十五万円であり、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計からの年金資金運用基金交付金として同額を支出したところである。

三の(4)について

運営を停止した保養基地であって、施設を存続させた形での譲渡が見込めないものについては、維持管理経費の節減等を図るため、施設を解体することとしている。平成十五年度予算案においては、指宿基地の施設を解体することとなった場合の経費として、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計からの年金資

金運用基金交付金として七億千八百二十万円を計上しているところである。

三の(5)について

保養基地については十三か所すべてを順次譲渡することとしているが、現時点においてはいずれの保養基地についても具体的な譲渡先は決定していない。

なお、随意契約により地方公共団体等に譲渡する場合の譲渡価格又は一般競争入札により民間に譲渡する場合の予定価格については、地方公共団体等への譲渡予定日又は民間による入札予定日以前の六か月以内に実施された二者以上の不動産鑑定業者による鑑定評価額に基づき設定することとしているが、現時点においてはいずれの保養基地についてもこの手続による価格は設定していない。

三の(6)について

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「業務承継法」という。）附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号。以下「旧事業団法」という。）第十八条第五項に規定する「被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの」は、年金資金運用基金法及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行

に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第二十一号）第一条の規定による廃止前の年金福祉事業団法施行令（昭和三十六年政令第四百十四号。以下「旧事業団法施行令」という。）第六条において「民法第三十四条の規定により設立した法人で被保険者の福祉の増進に必要な業務を行うもの」と定められており、実際に旧事業団法第十八条第五項の規定により業務の委託を受けている法人は、別表第八のとおりである。

三の（7）について

旧年金福祉事業団貸付業務方法書（以下「旧業務方法書」という。）第六条第一項第一号オ、第二項第四号及び第五項第五号に規定する指定法人とは、旧事業団法施行令第三条第七号に基づき厚生労働大臣が指定する法人であり、「年金福祉事業団から貸付けを受けることができる法人を指定する件」（昭和三十七年厚生省告示第八十八号）により、別表第九に掲げる法人が指定されている。

また、旧年金福祉事業団から旧業務方法書第六条第一項及び第二項に基づき貸付けを受けた指定法人はなく、同条第五項に基づき貸付けを受けた実績のある指定法人は、別表第十のとおりである。なお、同条第一項及び第五項に基づく貸付けは、平成十二年度末に廃止されている。

三の(8)について

旧事業団法第十七条第一項第三号イ及び業務承継法第十二条第二項第二号イに基づき資金の貸付けを行う民法第三十四条の規定により設立された法人（以下「転貸民法法人」という。）が実施した住宅資金の貸付けについて、実績が確定している平成十年度から平成十三年度までの間の各年度末の融資残件数及び融資残高は、別表第十一のとおりである。

三の(9)について

被保険者が転貸民法法人に対して延滞している債務について、実績が確定している平成十年度から平成十三年度までの間の各年度末の延滞件数、延滞残高及び延滞率は、別表第十二のとおりである。

三の(10)について

被保険者が転貸民法法人に六か月を超えて債務を延滞した場合には、住宅ローン保証保険契約に基づき、原則として保証会社がその全額を代位弁済し、延滞は解消されることとなるため、転貸民法法人が被保険者に対する回収策を実施することはない。

平成十二年度末までの間において、旧年金福祉事業団は、こうした保証会社の代位弁済等により、転貸

民法法人に対する債権の全額を回収してきた。しかしながら、平成十三年度以降は、一部の保証会社の経営が悪化し、代位弁済が滞るようになったことに伴い、転貸民法法人に対する債権の回収にも不足が生じ、同年度における不足額の累計は三十六億七千四百四十二万六千円となっており、同年度における年金資金運用基金が転貸民法法人から回収すべきであった債権額の〇・八パーセントについて不足が生じている。

この不足額については、早期に全額の回収が行われるよう、関係者間で協議が行われているところである。

四の(1)及び(2)について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないこと等から、お尋ねの事項のすべてについてお答えすることは困難である。

なお、既に、平成十一年八月十六日から平成十四年八月十五日までの間において厚生労働省（旧厚生省を含む。以下同じ。）及び環境省（旧環境庁を含む。）の職員で本省庁課長相当職（平成十三年八月十六日以降は、本省企画官相当職を含む。）以上で退職したものの再就職の状況を公表し、また、平成十四年度以降民法第三十四条の規定に基づき厚生労働大臣又は環境大臣の許可を得て設立された法人（以下「所管公益法人」という。）のうち国から検査、認定、資格付与等の事務若しくは事業の委託、推薦等又は補

助金、委託費等の交付を受けているもの（以下「受託等公益法人」という。）の役員に国家公務員を本省企画官相当職以上で退職した者が在職している場合の国家公務員退職時の官職を公表しているところであり、このうち、次の1及び2に掲げる者（以下「年金局等出身者」という。）に係る情報が含まれる所管公益法人の名称、当該所管公益法人での年金局等出身者の役職及び年金局等出身者の国家公務員退職時の官職は、別表第十三のとおりであり、これらの年金局等出身者に係る国家公務員の退職手当の額は、別表第十四のとおりである。

1 厚生労働省（都道府県の保険主管課（部）、国民年金主管課（部）及び社会保険事務所（以下「社会保険事務所等」という。）を含む。）を最後に退職した者で、厚生労働省年金局又は社会保険庁（社会保険事務所等を含む。以下同じ。）において本省企画官相当職以上の職に在ったもの

2 厚生労働省（社会保険事務所等を含む。）を最後に退職した者で、国の行政機関に常勤の行政職等として採用された後の行政職等の経歴が二十年以上あり、かつ、厚生労働省年金局又は社会保険庁に在職していた期間が国家公務員としての在職期間の半分以上であったもの

また、平成十四年度以降、受託等公益法人の役員の退職金に関する規程は公表しているところであり、

このうち年金局等出身者が在職している所管公益法人に係るものは、別添一から別添二十一までのとおりである。

四の(3)について

国家公務員の退職後における国家公務員共済組合連合会等政府以外の者が管掌する年金の支給額については、一般に政府が把握すべき立場にはないこと等から、お答えすることは困難である。

また、政府が管掌する年金の支給額については、個人のプライバシー保護の観点から答弁を差し控えた
い。

別表第一

1. 厚生年金保険

(単位：円)

	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額
昭和57年度	6,036,959,257,358	5,998,708,300,902	3,817,835,630
昭和58年度	6,329,897,222,328	6,290,588,599,434	5,663,009,277
昭和59年度	6,615,833,887,493	6,576,374,323,733	5,982,449,516
昭和60年度	7,548,682,829,886	7,505,306,783,636	6,382,272,836
昭和61年度	8,650,564,903,089	8,601,772,735,155	7,830,984,952
昭和62年度	8,954,760,038,680	8,914,245,874,890	7,257,642,294
昭和63年度	9,485,739,973,637	9,450,492,982,765	8,008,355,926
平成元年度	10,521,674,823,554	10,490,993,235,302	7,248,684,830
平成 2年度	13,084,909,171,376	13,050,692,258,739	6,668,949,856
平成 3年度	14,261,503,870,782	14,214,107,461,601	6,450,235,192
平成 4年度	15,026,667,222,991	14,955,010,820,140	5,469,556,293
平成 5年度	15,440,797,296,454	15,347,646,538,105	7,648,947,965
平成 6年度	16,510,367,980,946	16,339,805,453,324	9,570,153,044
平成 7年度	18,825,166,769,274	18,693,281,716,896	12,682,846,263
平成 8年度	19,505,523,824,403	19,370,602,671,575	17,528,582,489
平成 9年度	20,849,014,806,877	20,683,172,557,430	19,415,381,705
平成10年度	20,781,459,683,440	20,615,075,449,440	18,996,554,831
平成11年度	20,391,021,166,719	20,209,855,227,397	26,672,640,721
平成12年度	20,233,835,700,828	20,051,216,758,694	25,519,148,489
平成13年度	20,150,991,067,852	19,935,986,551,506	48,604,252,636

2. 国民年金

(単位：円)

	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額
昭和57年度	1,376,101,009,788	1,376,101,009,788	0
昭和58年度	1,460,372,088,344	1,460,372,088,344	0
昭和59年度	1,500,687,098,824	1,500,687,098,824	0
昭和60年度	1,576,178,762,107	1,576,178,762,107	0
昭和61年度	1,212,665,786,524	1,212,665,786,524	0
昭和62年度	1,262,067,944,409	1,262,067,944,409	0
昭和63年度	1,284,421,338,844	1,284,420,202,344	0
平成元年度	1,284,128,634,261	1,284,127,085,561	0
平成 2年度	1,305,264,407,380	1,305,263,580,780	262,800
平成 3年度	1,450,502,015,017	1,450,500,979,417	1,035,600
平成 4年度	1,541,601,578,004	1,541,601,348,404	229,600
平成 5年度	1,646,593,800,718	1,646,593,800,718	0
平成 6年度	1,729,585,056,910	1,729,584,598,510	458,400
平成 7年度	1,825,122,107,639	1,825,122,107,639	0
平成 8年度	1,920,898,183,054	1,920,898,183,054	0
平成 9年度	1,945,339,236,033	1,945,339,236,033	0
平成10年度	1,971,602,603,037	1,971,602,603,037	0
平成11年度	2,002,526,983,591	2,002,526,983,591	0
平成12年度	1,967,840,647,325	1,967,840,647,325	0
平成13年度	1,953,759,943,238	1,953,759,943,238	0

(注) 国民年金保険料は、会計法（昭和22年法律第35号）第6条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第28条の2の規定により、納入の告知を要しない歳入とされており、調査決定と収納を同時に行っているため、原則として、「徴収決定済額」と「収納済額」は同額となっている。

ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）第96条の規定により督促を行う場合には、収納は、収納に先立ち調査決定を行うこととなるため、「徴収決定済額」と「収納済額」が一致せず、「不納欠損額」が発生する場合がある。

別表第二

1. 厚生保険特別会計業務勘定

(単位：円)

	業務取扱費及び施設整備費		
	一般会計より受入		
昭和48年度	22,622,247,816		
昭和49年度	30,181,037,783		
昭和50年度	38,534,224,000		
昭和51年度	41,308,484,000		
昭和52年度	42,181,659,000		
昭和53年度	48,691,389,000		
昭和54年度	52,224,593,000		
昭和55年度	59,113,771,000		
昭和56年度	64,588,272,000		
昭和57年度	67,453,558,000		
昭和58年度	61,175,830,000		
昭和59年度	68,422,307,000		
昭和60年度	72,891,113,000		
昭和61年度	77,414,590,000		
昭和62年度	81,101,510,000		
昭和63年度	80,047,325,468		
平成元年度	87,173,308,000		
平成 2年度	95,651,560,000		
平成 3年度	99,129,984,000		
平成 4年度	103,791,123,000		
平成 5年度	106,630,274,000		
平成 6年度	112,613,189,000		
平成 7年度	115,757,841,000		
平成 8年度	119,556,602,000		
平成 9年度	120,507,311,000		
	業務取扱費		施設整備費
	一般会計より受入	年金勘定より受入	年金勘定より受入
平成10年度	83,383,625,000	23,232,477,000	3,004,248,000
平成11年度	82,855,381,000	23,195,672,000	2,955,887,000
平成12年度	83,511,304,000	23,674,273,000	1,775,271,000
平成13年度	84,422,886,000	29,644,300,000	2,126,641,000
平成14年度当初予算	85,743,445,000	30,463,740,000	1,918,082,000

2. 国民年金特別会計業務勘定

(単位：円)

	業務取扱費及び施設整備費		
	一般会計より受入		
昭和48年度	34,896,056,000		
昭和49年度	47,951,233,000		
昭和50年度	57,366,127,000		
昭和51年度	63,797,776,000		
昭和52年度	72,558,414,000		
昭和53年度	79,214,484,000		
昭和54年度	84,138,217,000		
昭和55年度	92,437,636,000		
昭和56年度	98,465,215,000		
昭和57年度	98,029,960,000		
昭和58年度	89,123,597,000		
昭和59年度	93,196,121,000		
昭和60年度	96,329,220,000		
昭和61年度	100,119,845,000		
昭和62年度	105,949,227,000		
昭和63年度	110,218,335,997		
平成元年度	119,134,694,000		
平成 2年度	130,263,213,000		
平成 3年度	139,397,126,000		
平成 4年度	143,175,910,000		
平成 5年度	145,637,055,000		
平成 6年度	152,643,041,000		
平成 7年度	158,318,064,000		
平成 8年度	160,554,200,000		
平成 9年度	162,332,622,000		
	業務取扱費		施設整備費
	一般会計より受入	国民年金勘定より受入	国民年金勘定より受入
平成10年度	129,939,510,000	33,270,569,000	300,518,000
平成11年度	124,328,759,000	39,161,448,000	43,234,000
平成12年度	111,425,082,000	52,324,825,000	33,801,000
平成13年度	99,320,519,000	75,567,905,000	20,828,000
平成14年度当初予算	77,574,296,000	78,875,009,000	494,954,000

- (注) 1. 「業務取扱費」は、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び国民年金事業並びに児童手当拠出金の徴収業務に係る事務処理に要する経費であり、「施設整備費」は、社会保険事務所庁舎及び公務員宿舎の整備に要する経費である。
2. 昭和40年度から平成9年度については、「業務取扱費」及び「施設整備費」への年金勘定及び国民年金勘定からの繰入は法律上認められていなかった。
3. 昭和40年度から昭和47年度については、「業務取扱費」及び「施設整備費」に充てられた「一般会計より受入」の額が特定できないため、昭和48年度以降について整理している。
4. 昭和48年度から平成9年度については、「業務取扱費」及び「施設整備費」の財源を基本的に区分して経理していなかったため、合計で表示している。
5. 厚生年金保険と政府管掌健康保険は事務を一体として行っているため、厚生保険特別会計の「一般会計より受入」の額には、政府管掌健康保険事業の事務費に充てるための額が含まれている。
6. 平成14年度当初予算においては、予見し難い予算の不足に充てるための予備費（厚生保険特別会計600,000,000円及び国民年金特別会計500,000,000円）を別途計上している。

別表第三

業 者 名	契約形態	契約年度	契約金額（円）
共同印刷（株）	一般競争契約	平成13年度	1,722,484,842
	一般競争契約	平成14年度	—
小林記録紙（株）	一般競争契約	平成13年度	375,997,936
ナカバヤシ（株）	一般競争契約	平成13年度	694,581,867
	一般競争契約	平成14年度	—
東洋紙業（株）	一般競争契約	平成13年度	363,377,983
	一般競争契約	平成14年度	—
東京ラインプリンタ印刷（株）	一般競争契約	平成13年度	92,016,738
	随意契約	平成14年度	45,132,898
（財）公営事業電子計算センター	一般競争契約	平成13年度	136,026,592
	随意契約	平成14年度	67,180,370
（株）イセトー	一般競争契約	平成13年度	244,609,778
	随意契約	平成14年度	112,902,363
（株）アテナ	一般競争契約	平成13年度	110,206,488
	随意契約	平成14年度	51,534,729
	一般競争契約	平成14年度	—
（株）ビーエフ	一般競争契約	平成14年度	—

- （注） 1. 国民年金の保険料収納事務は、平成14年度から国に移管されているが、その準備のために平成13年度に締結した契約についても記載している。
2. 契約金額中「—」は、作成した件数に応じた実績払いの契約であるため、金額が確定していないものである。

別表第四

業 者 名	契約形態	契約年度	契約金額 (円)
エヌ・ティ・ティ北海道テレマート (株)	一般競争契約	平成14年度	—
(株) トライアイ	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティサービス岩手	一般競争契約	平成14年度	—
(株) もしもしホットライン	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティソルコ	一般競争契約	平成14年度	—
(株) ベルシステム24	一般競争契約	平成14年度	—
(株) テレマーケティングジャパン	一般競争契約	平成14年度	—
(株) トウインクル	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト関西	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト北陸	一般競争契約	平成14年度	—
アシスト (株)	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト静岡	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクトみやこ	一般競争契約	平成14年度	—
(株) ツーウェイシステム	一般競争契約	平成14年度	—
エヌ・ティ・ティデータ関西カスタマサービス (株)	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト中国	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト四国	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト九州	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト中九州	一般競争契約	平成14年度	—
(株) エヌ・ティ・ティマーケティング アクト南九州	一般競争契約	平成14年度	—

(注) 契約金額中「—」は、納付督促を行った件数に応じた実績払いの契約であるため、金額が確定していないものである。

別表第五

(単位：百万円)

運用受託機関名		平成11年度		平成12年度		平成13年度
		資金確保業務	基盤強化業務	資金確保業務	基盤強化業務	管理運用業務及び 承継資金運用業務合計
信託会社	シティトラスト信託銀行株式会社	303	809	340	850	996
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	239	36	244	206	406
	住友信託銀行株式会社	937	2,240	795	1,448	1,888
	日本バネコトラスト信託銀行株式会社	161	1,151	160	1,408	1,559
	パーケイズ信託銀行株式会社	384	165	384	164	289
	安田信託銀行株式会社	866	1,871	875	1,891	1,319
	中央信託銀行株式会社	498	1,218	472	2,400	1,436
	三井信託銀行株式会社 (平成11年8月資金確保業務解約。 平成12年4月1日付中央信託銀行株式 会社と合併。)	217	2,176	—	—	—
	三菱信託銀行株式会社	1,068	2,120	1,068	2,095	2,729
	日本信託銀行株式会社 (平成12年1月資金確保業務解約。 平成13年10月1日付三菱信託銀行株式 会社と合併。)	178	468	—	464	—
	モルガン信託銀行株式会社	107	173	108	173	154
	東洋信託銀行株式会社	728	1,807	690	1,745	1,771
	ユー・ビー・エス信託銀行株式会社 (平成13年6月解約)	68	27	67	26	21
	株式会社大和銀行	422	936	417	913	778
クレディ・スイス信託銀行株式会社 (平成12年5月解約)	148	101	12	8	—	
生命保険会社	第一生命保険相互会社 (平成14年3月解約)	—	816	—	801	588
	日本生命保険相互会社 (平成14年3月解約)	—	1,312	—	1,343	1,011
	富国生命保険相互会社 (平成14年2月解約)	—	45	—	39	27
	明治生命保険相互会社 (平成14年3月解約)	—	227	—	200	147
	安田生命保険相互会社 (平成13年10月解約)	—	349	—	316	154
	朝日生命保険相互会社 (平成11年7月解約)	—	28	—	—	—
	住友生命保険相互会社 (平成12年1月解約)	—	361	—	—	—
	三井生命保険相互会社 (平成11年7月解約)	—	1	—	—	—

運用受託機関名		平成11年度		平成12年度		平成13年度
		資金確保業務	基盤強化業務	資金確保業務	基盤強化業務	管理運用業務及び 承継資金運用業務合計
投資 顧 問 業 者	ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジ メント株式会社	—	110	—	99	119
	朝日ライフアセットマネジメント株式会社	—	232	—	397	311
	ファイアンス・キャピタル・アセット・マネジ メント株式会社	—	—	—	—	12
	インベスコ投信投資顧問株式会社	—	341	—	271	199
	エスジー・山一アセットマネジメント株式会 社	331	317	207	265	428
	興銀エヌダブリュー・アセットマネジメント 株式会社	582	986	609	782	1,872
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメ ント・ジャパン・リミテッド	834	1,538	788	1,434	1,864
	ジューテック・イン・フロンティア投信・投資 顧問株式会社 (平成14年2月解約)	—	117	—	79	116
	シュローダー投信投資顧問株式会 社	—	461	—	507	565
	安田火災グローバル投信投資顧 問株式会社	—	76	—	69	84
	第一勧業朝日投信投資顧問株 式会社 (平成14年2月解約)	81	—	58	—	80
	大和住銀投信投資顧問株式会 社	396	111	242	74	108
	大同生命投資顧問株式会社	—	361	—	1,090	564
	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信 投資顧問株式会社	261	—	215	—	352
	スカター・インベストメント投信投資顧 問株式会社	—	295	—	276	350
	東京海上アセットマネジメント投信株 式会社	—	292	—	331	337
	東京三菱投信投資顧問株式会 社	—	91	—	80	98
	日興アセットマネジメント株式会社	381	431	234	318	493
	ニッセイアセットマネジメント株式会 社	—	—	—	—	57
	野村アセット・マネジメント投信株式 会社	1,281	751	902	668	1,584
野村ブラックロック・アセット・マネジ メント株式会社	—	—	—	—	15	
ハーケレイス・日興グローバル・インベ スターズ株式会社	—	420	—	509	718	
ビムコジャパンリミテッド	—	—	—	—	17	

運用受託機関名		平成11年度		平成12年度		平成13年度
		資金確保業務	基盤強化業務	資金確保業務	基盤強化業務	管理運用業務及び 承継資金運用業務合計
投資 資 顧 問 業 者	富国生命投資顧問株式会社	—	—	—	—	4
	富士投信投資顧問株式会社	—	67	—	47	48
	住友ライフ・インベストメント株式会社	—	44	—	730	506
	三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社	—	794	—	5,495	1,417
	明治トラスター・アセットマネジメント株式会社	—	—	—	—	7
	メルリンチ・マキャリー投信投資顧問株式会社	—	216	—	170	256
	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	373	697	324	569	824
	三和投資顧問株式会社	—	77	—	76	84
	ユービー・エス・フリンソン投資顧問株式会社	—	509	—	402	368
資産 管 理 を 行 う 信 託 銀 行	資産管理サービス信託銀行株式会社	—	—	—	—	22
	スタート・ストリート信託銀行株式会社	—	—	—	—	9
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	—	—	—	—	27
	三菱信託銀行株式会社	—	—	—	—	51
有 価 証 券 信 託 を 行 う 信 託 銀 行	資産管理サービス信託銀行株式会社	—	—	—	—	9
	野村信託銀行株式会社	—	—	—	—	9
	三菱信託銀行株式会社	—	—	—	—	8
合 計		10,847	27,772	9,211	31,226	29,267

(注) 運用受託機関の名称は平成11年4月時点の名称を使用しているが、その後の会社名の変更等は、以下のとおり。

- ・日本バンカートラスト信託銀行株式会社→トイ信託銀行株式会社（平成11年8月）
- ・パークレイズ信託銀行株式会社
→パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社（平成11年7月）
- ・安田信託銀行株式会社→第一勧業富士信託銀行株式会社（平成11年10月）
→みずほ信託銀行株式会社（平成12年10月）
- ・中央信託銀行株式会社及び三井信託銀行株式会社
→中央三井信託銀行株式会社（平成12年4月）
→三井アセット信託銀行株式会社（平成14年3月）
- ・三菱信託銀行株式会社及び日本信託銀行株式会社
→三菱信託銀行株式会社（平成13年10月）
- ・三菱信託銀行株式会社→日本マスタートラスト信託銀行株式会社（平成14年5月）
- ・東洋信託銀行株式会社→UFJ信託銀行株式会社（平成14年1月）

- ・株式会社大和銀行→大和銀信託銀行株式会社（平成14年3月）
→りそな信託銀行株式会社（平成14年10月）
- ・ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社
→アサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社（平成11年11月）
- ・興銀エヌダブリュ・アセット・マネジメント株式会社
→興銀第一ライフ・アセット・マネジメント株式会社（平成11年10月）
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド
→ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（平成14年4月）
- ・ジャーツイン・フレミング・投信・投資顧問株式会社
→ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（平成13年9月）
- ・安田火災損害グローバル投信投資顧問株式会社
→損保ジャパン・アセット・マネジメント株式会社（平成14年7月）
- ・第一勧業朝日投信投資顧問株式会社→第一勧業アセット・マネジメント株式会社（平成11年7月）
- ・大同生命投資顧問株式会社→テイ・アント・テイ太陽大同投資顧問株式会社（平成11年10月）
→テイ・アント・テイ・アセット・マネジメント株式会社（平成14年7月）
- ・トイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社
→トイチェ・アセット・マネジメント株式会社（平成11年8月）
- ・スカダ・インベストメント投信投資顧問株式会社
→チューリッヒ・スカダ・投信投資顧問株式会社（平成13年2月）
→トイチェ・アセット・マネジメント株式会社（平成14年5月）
- ・野村アセット・マネジメント投信株式会社→野村アセット・マネジメント株式会社（平成12年11月）
- ・住友ライフ・インベストメント株式会社及び三井生命グローバルアセット・マネジメント株式会社
→三井住友アセット・マネジメント株式会社（平成14年12月）
- ・メリルリンチ・マキュリー投信投資顧問株式会社
→メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社（平成12年12月）
- ・三和投資顧問株式会社→UFJアセット・マネジメント株式会社（平成13年4月）
- ・ユービー・エス・ア・リンソン投資顧問株式会社→ユービー・エス・アセット・マネジメント株式会社（平成12年7月）
→ユービー・エス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（平成14年4月）

別表第六

1 国内債券特化型アクティブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率	時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
資 保 金 業 務	野村アセット・マネジメント投信株式会社	0.99%	2.08%	-1.10%	5.01%	4.69%	0.32%
基 化 盤 業 務	興銀エスタブリッシュ・アセット・マネジメント株式会社	-0.55%	2.08%	-2.63%	5.04%	4.69%	0.35%
	日興アセット・マネジメント株式会社	2.17%	2.08%	0.09%	4.55%	4.69%	-0.14%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
管 及 運 理 び 用 運 承 業 用 継 務 業 資 合 務 金 計	野村アセット・マネジメント投信株式会社	0.74%	0.82%	-0.09%
	興銀エスタブリッシュ・アセット・マネジメント株式会社	0.09%	0.07%	0.03%
	日興アセット・マネジメント株式会社	0.85%	0.82%	0.03%

2 国内株式特化型アクティブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率	時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
資 保 金 業 務	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	30.10%	35.46%	-5.37%	-23.01%	-24.56%	1.54%
	モルガン信託銀行株式会社	36.15%	35.46%	0.69%	-21.11%	-24.56%	3.45%
基 盤 強 化 業 務	ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社	20.53%	35.46%	-14.94%	-18.58%	-24.56%	5.97%
	シュロター・投信投資顧問株式会社	48.55%	35.46%	13.09%	-23.76%	-24.56%	0.79%
	大和住銀投信投資顧問株式会社	44.69%	35.46%	9.23%	-18.66%	-24.56%	5.90%
	東京海上アセット・マネジメント投信株式会社	68.31%	35.46%	32.85%	-35.74%	-24.56%	-11.18%
	東京三菱投信投資顧問株式会社	24.08%	35.46%	-11.39%	-21.78%	-24.56%	2.78%
	日興アセット・マネジメント株式会社	23.83%	35.46%	-11.63%	-12.00%	-24.56%	12.55%
	野村アセット・マネジメント投信株式会社	46.54%	35.46%	11.08%	-25.29%	-24.56%	-0.73%
	富士投信投資顧問株式会社	30.77%	35.46%	-4.70%	-29.14%	-24.56%	-4.58%
	モルガン信託銀行株式会社	36.24%	35.46%	0.78%	-21.04%	-24.56%	3.52%
	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社	29.88%	35.46%	-5.58%	-22.68%	-24.56%	1.88%
	三和投資顧問株式会社	47.69%	35.46%	12.23%	-30.72%	-24.56%	-6.16%
	ユービー・エス・ブリンソン投資顧問株式会社	34.42%	35.46%	-1.04%	-21.73%	-24.56%	2.83%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
管理運用業務及び承継資金運用業務合計	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	-18.84%	-19.65%	0.80%
	ローゼンバーグ・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	-10.80%	-11.03%	0.23%
	シュローダー・投信投資顧問株式会社	-5.96%	-11.03%	5.07%
	大和住銀投信投資顧問株式会社	-6.58%	-11.03%	4.45%
	東京海上アセットマネジメント投信株式会社	-11.67%	-11.03%	-0.64%
	東京三菱投信投資顧問株式会社	-17.49%	-19.65%	2.16%
	日興アセットマネジメント株式会社	-16.21%	-15.34%	-0.88%
	野村アセット・マネジメント投信株式会社	-9.25%	-11.03%	1.78%
	富士投信投資顧問株式会社	-18.86%	-19.65%	0.79%
	モルガン信託銀行株式会社	-16.53%	-16.18%	-0.34%
	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社	-8.40%	-11.03%	2.63%
	三和投資顧問株式会社	-11.66%	-11.03%	-0.63%
	ユービー・エス・ブリンソン投資顧問株式会社	-10.99%	-11.03%	0.04%

3 国内株式特化型パッシブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	期間内乖離	時間加重収益率	市場平均収益率	期間内乖離
資保業 確務	興銀エスタブリッシュ・アセット・マネジメント株式会社	35.48%	35.46%	0.02%	-24.37%	-24.56%	0.19%
基化業 強務	パークレイズ・日興グローバル・インベスターズ株式会社	35.38%	35.46%	-0.08%	-24.43%	-24.56%	0.13%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	期間内乖離
管及運用 運承業 用継資 業務合 務金計	興銀エスタブリッシュ・アセット・マネジメント株式会社	-22.35%	-22.37%	0.02%
	パークレイズ・日興グローバル・インベスターズ株式会社	-22.17%	-22.37%	0.20%

4 外国債券特化型アクティブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率	時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
基 化 業 強 務	興銀エヌダブリュー・アセットマネジ メント株式会社	-18.18%	-17.88%	-0.30%	26.46%	26.28%	0.17%
	日興アセットマネジ メント株式会社	-18.06%	-17.88%	-0.18%	26.63%	26.28%	0.34%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
管 及 運 理 び 用 運 承 業 務 継 務 業 資 合 務 金 計	興銀エヌダブリュー・アセットマネジ メント株式会社	6.26%	7.70%	-1.44%
	日興アセットマネジ メント株式会社	6.35%	7.70%	-1.35%

5 外国株式特化型アクティブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率	時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
資 保 金 業 確 務	興銀エヌダブリュー・アセットマネジ メント株式会社	7.77%	3.40%	4.37%	-7.09%	-6.38%	-0.71%
	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投 信投資顧問株式会社	7.32%	3.40%	3.92%	-10.49%	-6.38%	-4.11%
基 盤 強 化 業 務	インベスコ投信投資顧問株 式会社	5.92%	3.40%	2.53%	-2.99%	-6.38%	3.39%
	スカダー・インベストメント投信投 資顧問株式会社	8.55%	3.40%	5.15%	6.97%	-6.38%	13.34%
	メリルリンチ・マキャリー投信投資 顧問株式会社	5.44%	3.40%	2.04%	-9.34%	-6.38%	-2.97%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	超過収益率
管 理 資 金 運 用 業 務 及 承 計	興銀エヌダブリュー・アセットマネジ メント株式会社	6.19%	5.64%	0.55%
	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投 信投資顧問株式会社	0.63%	2.13%	-1.50%
	インベスコ投信投資顧問株 式会社	4.45%	5.64%	-1.18%
	スカダー・インベストメント投信投 資顧問株式会社	3.32%	5.64%	-2.32%
	メリルリンチ・マキャリー投信投資 顧問株式会社	2.21%	2.13%	0.08%

6 外国株式特化型パッシブ運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	市場平均収益率	期間内乖離	時間加重収益率	市場平均収益率	期間内乖離
資 保 金 業 確 務	ステート・ストリート信託銀行株 式会社	3.63%	3.40%	0.23%	-6.37%	-6.38%	0.01%
	モルガン・スタンレー・アセット・マネジ メント 投信株式会社	3.45%	3.40%	0.05%	-6.33%	-6.38%	0.05%
基 化 業 強 務	ステート・ストリート信託銀行株 式会社	10.34%	10.54%	-0.20%	-7.05%	-6.38%	-0.67%

	運用受託機関名	平成13年度		
		時間加重収益率	複合市場平均収益率	期間内乖離
管及運用 運承業 用継務 業資合 務金計	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	10.28%	10.85%	-0.57%
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	9.09%	9.28%	-0.19%

7 バランス型運用

	運用受託機関名	平成11年度			平成12年度		
		時間加重収益率	複合市場平均収益率	超過収益率	時間加重収益率	複合市場平均収益率	超過収益率
資金 確 保 業 務	シティトラスト信託銀行株式会社	5.55%	11.74%	-6.19%	-5.31%	-5.76%	0.45%
	住友信託銀行株式会社	12.05%	11.74%	0.31%	-6.32%	-5.76%	-0.56%
	トイチェ信託銀行株式会社	13.00%	11.74%	1.26%	-9.21%	-5.76%	-3.45%
	三菱信託銀行株式会社	13.38%	11.74%	1.64%	-7.94%	-5.76%	-2.18%
	東洋信託銀行株式会社	12.70%	11.74%	0.96%	-7.48%	-5.76%	-1.72%
基 盤 強 化 業 務	シティトラスト信託銀行株式会社	7.16%	11.74%	-4.59%	-4.16%	-4.43%	0.27%
	住友信託銀行株式会社	12.05%	11.74%	0.31%	-5.09%	-4.43%	-0.67%
	住友ライフ・インベストメント株式会社	14.33%	11.74%	2.59%	-7.41%	-4.43%	-2.99%
	第一生命保険相互会社	16.18%	11.74%	4.43%	-8.56%	-4.43%	-4.13%
	大同生命投資顧問株式会社	14.52%	11.74%	2.77%	-7.06%	-4.43%	-2.64%
	日本ハートトラスト信託銀行株式会社	12.94%	11.74%	1.20%	-7.23%	-4.43%	-2.80%
	日本生命保険相互会社	17.89%	11.74%	6.15%	-10.17%	-4.43%	-5.75%
	三菱信託銀行株式会社	13.21%	11.74%	1.47%	-6.36%	-4.43%	-1.93%
	日本信託銀行株式会社	12.44%	12.22%	0.23%	-5.82%	-4.74%	-1.08%
	三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社	17.62%	11.74%	5.87%	-9.11%	-4.43%	-4.68%
	明治生命保険相互会社	14.65%	14.23%	0.43%	-5.53%	-5.76%	0.24%
	東洋信託銀行株式会社	12.74%	11.74%	1.00%	-5.75%	-4.43%	-1.33%

	運用受託機関名	平成13年度（4月～9月）		
		時間加重収益率	複合市場平均収益率	超過収益率
管理運用業務及び承継資金運用業務合計	ソフィトラスト信託銀行株式会社	-8.69%	-6.77%	-1.93%
	住友信託銀行株式会社	-7.39%	-6.92%	-0.47%
	住友ライフ・インベストメント株式会社	-6.85%	-6.56%	-0.29%
	第一生命保険相互会社	-7.85%	-6.56%	-1.28%
	大同生命投資顧問株式会社	-7.89%	-6.56%	-1.32%
	日本バンコトラスト信託銀行株式会社	-7.00%	-6.92%	-0.07%
	日本生命保険相互会社	-7.44%	-6.56%	-0.88%
	三菱信託銀行株式会社	-7.29%	-6.92%	-0.36%
	日本信託銀行株式会社	-6.48%	-6.22%	-0.26%
	三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社	-8.63%	-6.56%	-2.07%
	明治生命保険相互会社	-6.67%	-6.37%	-0.30%
	東洋信託銀行株式会社	-6.68%	-6.77%	0.09%

- (注) 1. 運用受託機関の評価は、短期間ではなく一定の期間における実績等に基づき行うことが必要であるため、ここでは平成13年度末において3年以上の運用実績を有する運用受託機関を掲載している。
2. 時間加重収益率とは、運用受託機関が自ら決めることのできない運用元本の流入の影響を排除した収益率であり、市場平均収益率との比較により、運用能力を評価する際に用いられる。旧年金福祉事業団及び年金資金運用基金では、運用受託機関別の収益率としては、時間加重収益率のみを算出している。
3. 平成13年度において、運用受託機関によって市場平均収益率が異なるのは、資産の移管が行われた運用受託機関については、移管の月を控除した期間の市場平均収益率を算出しているためである。
4. バランス型運用の運用受託機関ごとに複合市場平均収益率が異なるのは、運用受託機関ごとに資産構成割合が異なるためである。また、平成13年度が4月から9月までの値となっているのは、同年10月以降バランス型運用を廃止したためである。
5. 運用受託機関の名称は平成11年4月時点の名称を使用しているが、その後の会社名の変更等は、以下のとおり。

- ・日本バンコトラスト信託銀行株式会社→トイェ信託銀行株式会社（平成11年8月）
- ・三菱信託銀行株式会社及び日本信託銀行株式会社
→三菱信託銀行株式会社（平成13年10月）
- ・三菱信託銀行株式会社→日本マスタートラスト信託銀行株式会社（平成14年5月）
- ・東洋信託銀行株式会社→UFJ信託銀行株式会社（平成14年1月）
- ・ロゼンバーグ・ナム・アセット・マネジメント株式会社
→アサ・ロゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社（平成11年11月）

- ・興銀エスガブリュ・アセットマネジメント株式会社
→興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（平成11年10月）
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド
→ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（平成14年4月）
- ・住友ライフ・インベストメント株式会社及び三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社
→三井住友アセットマネジメント株式会社（平成14年12月）
- ・大同生命投資顧問株式会社
→テイ・アント・テイ太陽大同投資顧問株式会社（平成11年10月）
→テイ・アント・テイ・アセットマネジメント株式会社（平成14年7月）
- ・トイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社
→トイチェ・アセット・マネジメント株式会社（平成11年8月）
- ・スカダ・インベストメント投信投資顧問株式会社
→チューリッヒ・スカダ・投信投資顧問株式会社（平成13年2月）
→トイチェ・アセット・マネジメント株式会社（平成14年5月）
- ・野村アセット・マネジメント投信株式会社→野村アセットマネジメント株式会社（平成12年11月）
- ・メリルリンチ・マキュリー投信投資顧問株式会社
→メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（平成12年12月）
- ・安田火災グローバル投信投資顧問株式会社
→損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（平成14年7月）
- ・三和投資顧問株式会社→UFJアセットマネジメント株式会社（平成13年4月）
- ・ユービー・エス・アブリゾン投資顧問株式会社
→ユービー・エス・アセットマネジメント株式会社（平成12年7月）
→ユービー・エス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（平成14年4月）

別表第七

(単位：千円)

	施設整備費	不動産取得税	固定資産税	森林維持管理費
平成11年度	613,679	0	717,758	70,191
平成12年度	891,988	62	659,755	71,139
平成13年度	832,296	0	636,219	59,654

別表第八

法	人	名
(財)	医療経済研究・社会保険福祉協会	
(財)	全国社会保険共済会	
(財)	年金住宅福祉協会	
(社)	関東年金福祉協会	
(財)	年金住宅一口ン協会	
(財)	日本船員住宅協会	
(社)	北海道年金福祉協会	
(社)	青森県厚生年金勤労者住宅協会	
(社)	岩手県年金福祉協会	
(社)	宮城県年金福祉協会	
(社)	秋田県年金福祉協会	
(社)	山形県年金住宅福祉協会	
(社)	福島県年金福祉協会	
(社)	茨城県年金住宅福祉協会	
(社)	栃木県厚生年金勤労者住宅協会	
(社)	群馬県厚生年金福祉協会	
(社)	埼玉県年金福祉協会	
(社)	千葉県年金住宅協会	
(社)	神奈川県年金福祉協会	
(社)	新潟県年金福祉協会	
(社)	富山県年金住宅福祉協会	
(社)	石川県年金住宅福祉協会	
(社)	福井県年金福祉協会	
(社)	山梨県年金住宅福祉協会	
(社)	長野県年金福祉協会	
(社)	岐阜県年金福祉協会	
(財)	静岡県年金福祉協会	
(社)	愛知県年金福祉協会	
(社)	三重県年金住宅福祉協会	
(社)	滋賀県年金住宅福祉協会	
(社)	京都府年金福祉協会	
(社)	関西年金福祉協会	
(社)	兵庫県友愛年金福祉協会	
(社)	奈良県年金住宅福祉協会	
(社)	和歌山県年金住宅福祉協会	
(社)	鳥取県年金福祉協会	
(社)	島根県年金福祉協会	
(社)	岡山県年金福祉協会	
(社)	広島県年金福祉協会	
(財)	山口県勤労者福祉事業団	
(社)	徳島県年金福祉協会	
(社)	香川県年金福祉協会	
(社)	愛媛県年金福祉協会	
(社)	高知県年金福祉協会	
(財)	福岡県年金住宅福祉協会	
(社)	長崎県年金福祉協会	
(社)	熊本県年金住宅福祉協会	
(社)	宮崎県年金福祉協会	
(社)	沖縄県年金福祉協会	

(平成14年4月1日現在)

別表第九

指	定	法	人
生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会			
酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会			
酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会			
商工会			
商工会議所			
商工組合及び商工組合連合会			
商店街振興組合及び商店街振興組合連合会			
中小企業団体中央会			
内航海運組合及び内航海運組合連合会			
農業協同組合中央会			
労働組合			

別表第十

区 分	法 人 名	所 在 地
生活衛生同業組合	愛知県理容環境衛生同業組合	愛知県
	新潟県理容環境衛生同業組合	新潟県
	神奈川県クリーニング環境衛生同業組合	神奈川県
	京都府理容環境衛生同業組合	京都府
	福岡県理容環境衛生同業組合	福岡県
	長野県理容環境衛生同業組合	長野県
	鹿児島県理容環境衛生同業組合	鹿児島県
	福岡県美容環境衛生同業組合	福岡県
生活衛生同業組合連合会	全国理容環境衛生同業組合連合会	東京都
	全国旅館環境衛生同業組合連合会	東京都
酒造組合	倉吉酒造組合	鳥取県
酒販組合	北秋小売酒販組合	秋田県
商 工 会	西ノ島町商工会	島根県
	和気商工会	岡山県
	三重町商工会	大分県
	坂祝村商工会	岐阜県
	若柳町商工会	宮城県
	田沼町商工会	栃木県
	裾野町商工会	静岡県
	由比町商工会	静岡県
	松原市商工会	大阪府
	日生町商工会	岡山県
	西郷町商工会	島根県
	水橋町商工会	富山県
	吉備町商工会	岡山県
	大郷町商工会	宮城県
	松前町商工会	愛媛県
	豊浦町商工会	山口県
	春日町商工会	福岡県
	新宮町商工会	福岡県
	長浜町商工会	愛媛県
	土居町商工会	愛媛県
	室戸市商工会	高知県
	鳥取商工会	鳥取県
	三瓶町商工会	愛媛県
	五日市商工会	東京都
	井川町商工会	徳島県
	白浜町商工会	和歌山県
	川中島町商工会	長野県
	前原町商工会	福岡県
	湯原町商工会	岡山県
	窪川町商工会	高知県
	玖珠町商工会	大分県
	瀬戸町商工会	岡山県
	かつらぎ町商工会	和歌山県
	土佐市商工会	高知県
	内海町商工会	香川県
	寄島町商工会	岡山県
	棚原町商工会	岡山県
	高野口町商工会	和歌山県
	東久留米商工会	東京都
	加茂商工会	岡山県
	金光町商工会	岡山県
	鴨方商工会	岡山県
	野上町商工会	和歌山県
	船穂商工会	岡山県
	すさみ町商工会	和歌山県
	作東町商工会	岡山県
	楡形町商工会	山梨県

区 分	法 人 名	所 在 地
商 工 会 議 所	弘前商工会議所	青 森 県
	燕商工会議所	新 潟 県
	新潟商工会議所	新 潟 県
	津商工会議所	三 重 県
	船橋商工会議所	千 葉 県
	三条商工会議所	新 潟 県
	高知商工会議所	高 知 県
	相馬商工会議所	福 島 県
	千葉商工会議所	千 葉 県
	金沢商工会議所	石 川 県
	八幡浜商工会議所	愛 媛 県
	備前商工会議所	岡 山 県
	野田商工会議所	千 葉 県
	酒田商工会議所	山 形 県
	黒石商工会議所	青 森 県
	小城商工会議所	佐 賀 県
	鳥栖商工会議所	佐 賀 県
	十日町商工会議所	新 潟 県
	能代商工会議所	秋 田 県
	青森商工会議所	青 森 県
	小樽商工会議所	北 海 道
	浜田商工会議所	島 根 県
	船橋商工会議所	千 葉 県
	久留米商工会議所	福 岡 県
	吉備町商工会議所	岡 山 県
	徳山商工会議所	山 口 県
	川内商工会議所	鹿 児 島 県
	新津商工会議所	新 潟 県
	倉吉商工会議所	鳥 取 県
	和歌山商工会議所	和 歌 山 県
	小松商工会議所	石 川 県
	益田商工会議所	島 根 県
	須賀川商工会議所	福 島 県
	旭川商工会議所	北 海 道
	萩商工会議所	山 口 県
	花巻商工会議所	岩 手 県
	滑川商工会議所	富 山 県
	高岡商工会議所	富 山 県
	大和高田商工会議所	奈 良 県
	柳川商工会議所	福 岡 県
	岡崎商工会議所	愛 知 県
	小林商工会議所	宮 崎 県
	小松商工会議所	石 川 県
	十和田商工会議所	青 森 県
	安芸商工会議所	高 知 県
	串間商工会議所	宮 崎 県
	武生商工会議所	福 井 県
泉大津商工会議所	大 阪 府	
松坂商工会議所	三 重 県	
輪島商工会議所	石 川 県	
加世田商工会議所	鹿 児 島 県	
松原商工会議所	大 阪 府	
商 工 組 合	秩父織物商工組合	埼 玉 県
商 店 街 振 興 組 合	長岡市大手通商店街振興組合	新 潟 県
中 小 企 業 団 体 中 央 会	青森県中小企業団体中央会	青 森 県
内 航 海 運 組 合	日生地区海運組合	岡 山 県

(注) 法人名は、貸付けの決定が行われた順に記載している。

別表第十一

(単位：千件、百万円)

	平成10年度末		平成11年度末		平成12年度末		平成13年度末	
	残件数	残高	残件数	残高	残件数	残高	残件数	残高
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	116	846,062	112	832,654	116	872,540	115	830,466
(財) 全国社会保険共済会	95	733,427	96	755,551	96	760,189	92	724,214
(財) 年金住宅福祉協会	182	1,317,370	176	1,309,496	169	1,263,389	159	1,171,334
(社) 関東年金福祉協会	79	608,521	76	595,857	73	576,442	67	517,022
(財) 年金住宅ローン協会	43	322,405	39	295,230	36	273,394	33	243,178
(財) 日本船員住宅協会	11	93,208	10	87,673	9	79,495	8	69,166
(社) 近畿四国厚生年金共済会	10	76,320	9	71,188				
(社) 北海道年金福祉協会	20	97,627	17	84,030	16	80,209	14	68,632
(社) 青森県厚生年金勤労者住宅協会	7	38,653	6	35,412	6	31,904	5	27,614
(社) 岩手県年金福祉協会	7	39,029	6	35,921	6	31,346	5	26,112
(社) 宮城県年金福祉協会	16	95,861	15	89,508	14	82,881	13	73,879
(社) 秋田県年金福祉協会	6	32,060	5	30,258	5	28,513	5	25,735
(社) 山形県年金住宅福祉協会	6	33,281	5	31,268	5	28,953	4	25,342
(社) 福島県年金福祉協会	12	75,163	11	68,562	10	62,266	8	45,591
(社) 茨城県年金住宅福祉協会	11	72,449	9	63,224	8	53,516	7	45,240
(社) 栃木県厚生年金勤労者住宅協会	11	70,409	10	68,261	10	63,930	9	58,435
(社) 群馬県厚生年金福祉協会	10	75,472	10	73,743	9	68,957	9	61,253
(社) 埼玉県年金福祉協会	41	297,822	37	269,241	34	243,765	31	214,448
(社) 千葉県年金住宅協会	22	162,767	20	142,718	17	122,207	15	101,537
(社) 神奈川県年金福祉協会	26	208,953	24	197,289	23	183,501	21	163,104
(社) 新潟県年金福祉協会	15	93,202	14	83,489	12	73,166	9	56,811
(社) 富山県年金住宅福祉協会	8	49,993	8	47,355	7	44,382	6	38,205
(社) 石川県年金住宅福祉協会	7	47,236	7	44,220	6	40,602	5	34,236
(社) 福井県年金福祉協会	4	27,762	4	25,352	3	21,895	3	17,986
(社) 山梨県年金住宅福祉協会	4	31,055	4	30,078	4	27,623	3	24,421
(社) 長野県年金福祉協会	10	51,846	9	46,692	8	40,553	7	34,112
(社) 岐阜県年金福祉協会	6	40,319	6	35,803	5	31,087	4	26,059
(財) 静岡県年金福祉協会	16	102,900	14	90,080	12	78,871	11	66,284
(社) 愛知県年金福祉協会	36	258,849	33	246,196	31	233,249	28	205,876
(社) 三重県年金住宅福祉協会	11	81,120	11	77,084	10	71,335	9	60,884
(社) 滋賀県年金住宅福祉協会	8	64,804	7	57,025	6	48,982	5	40,412
(社) 京都府年金福祉協会	8	60,073	7	54,815	6	49,454	5	40,633
(社) 関西年金福祉協会	36	280,636	34	261,404	31	239,451	28	207,996
(社) 兵庫県友愛年金福祉協会	21	169,710	20	167,512	19	161,139	18	143,478
(社) 奈良県年金住宅福祉協会	7	63,866	7	62,606	6	57,271	6	49,587
(社) 和歌山県年金住宅福祉協会	6	46,706	6	40,644	5	33,419	4	28,707
(社) 鳥取県年金福祉協会	4	21,594	3	18,565	3	16,287	3	14,023
(社) 島根県年金福祉協会	4	20,178	4	18,057	4	16,365	3	14,326
(社) 岡山県年金福祉協会	17	121,734	16	111,872	15	103,628	13	89,929
(社) 広島県年金福祉協会	23	145,733	20	131,086	18	114,198	15	91,674
(財) 山口県勤労者福祉事業団	7	34,523	6	26,925	5	22,311	4	18,449
(社) 徳島県年金福祉協会	4	27,646	4	27,457	4	26,472	2	11,399
(社) 香川県年金福祉協会	5	26,581	4	23,858	4	22,308	4	19,087
(社) 愛媛県年金福祉協会	10	65,967	9	59,111	8	53,382	7	41,201
(社) 高知県年金福祉協会	4	21,655	4	19,336	3	17,389	3	14,788
(財) 福岡県年金住宅福祉協会	9	46,645	8	39,972	7	34,220	6	28,028
(社) 佐賀県年金住宅福祉協会	4	15,609	3	13,218	3	11,021		
(社) 長崎県年金福祉協会	11	60,386	10	54,840	9	49,317	8	41,805
(社) 熊本県年金住宅福祉協会	10	62,489	9	56,876	8	50,324	7	44,409
(社) 大分県年金住宅福祉協会	6	27,440	5	22,619	4	19,215		
(社) 宮崎県年金福祉協会	6	20,448	6	17,415	5	14,661	4	12,149
(社) 鹿児島県年金住宅福祉協会	6	23,323	5	20,071	5	16,941		
(社) 沖縄県年金福祉協会	10	71,963	9	67,480	8	59,687	7	52,623
合 計	1,074	7,580,849	1,009	7,236,200	949	6,807,602	857	6,061,875

(注) 1. 残件数は、各年度末現在において貸付金の返済が完了していない被保険者の数を計上している。
2. 残高は、各年度末現在において貸付けを受けた被保険者に係る未返済額の総額を計上している。
3. 近畿四国厚生年金共済会は平成12年度に債権を譲渡し、平成13年度に解散し、佐賀県年金住宅福祉協会、大分県年金住宅福祉協会及び鹿児島県年金住宅福祉協会は平成13年度において債権を譲渡し、解散している。

別表第十二

(単位：件、百万円、%)

	平成10年度末					
	6ヵ月未満			6ヵ月以上		
	延滞件数	延滞残高	延滞率	延滞件数	延滞残高	延滞率
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	3,982	26,863	3.2	-	-	-
(財) 全国社会保険共済会	1,311	9,790	1.3	-	-	-
(財) 年金住宅福祉協会	8,702	59,528	4.5	482	3,472	0.3
(社) 関東年金福祉協会	1,722	12,492	2.1	308	2,639	0.4
(財) 年金住宅ローン協会	1,215	8,546	2.7	52	404	0.1
(財) 日本船員住宅協会	466	4,213	4.5	103	967	1.0
(社) 近畿四国厚生年金共済会	753	5,780	7.6	66	510	0.7
(社) 北海道年金福祉協会	609	2,880	2.9	480	2,508	2.6
(社) 青森県厚生年金勤労者住宅協会	222	1,291	3.3	-	-	-
(社) 岩手県年金福祉協会	488	2,622	6.7	26	175	0.4
(社) 宮城県年金福祉協会	284	1,810	1.9	183	1,353	1.4
(社) 秋田県年金福祉協会	198	1,151	3.6	147	985	3.1
(社) 山形県年金住宅福祉協会	184	1,052	3.2	-	-	-
(社) 福島県年金福祉協会	251	1,684	2.2	123	968	1.3
(社) 茨城県年金住宅福祉協会	373	2,781	3.8	4	29	0.0
(社) 栃木県厚生年金勤労者住宅協会	563	3,300	4.7	-	-	-
(社) 群馬県厚生年金福祉協会	383	3,145	4.2	27	138	0.2
(社) 埼玉県年金福祉協会	836	6,374	2.1	71	578	0.2
(社) 千葉県年金住宅協会	620	4,834	3.0	-	-	-
(社) 神奈川県年金福祉協会	505	3,904	1.9	291	2,716	1.3
(社) 新潟県年金福祉協会	413	2,085	2.2	255	1,375	1.5
(社) 富山県年金住宅福祉協会	192	1,077	2.2	1	4	0.0
(社) 石川県年金住宅福祉協会	213	1,431	3.0	3	32	0.1
(社) 福井県年金福祉協会	165	1,105	4.0	23	190	0.7
(社) 山梨県年金住宅福祉協会	234	1,526	4.9	47	361	1.2
(社) 長野県年金福祉協会	262	1,454	2.8	-	-	-
(社) 岐阜県年金福祉協会	130	903	2.2	-	-	-
(財) 静岡県年金福祉協会	211	1,426	1.4	-	-	-
(社) 愛知県年金福祉協会	528	3,590	1.4	243	1,928	0.7
(社) 三重県年金住宅福祉協会	319	2,588	3.2	-	-	-
(社) 滋賀県年金住宅福祉協会	227	1,860	2.9	27	247	0.4
(社) 京都府年金福祉協会	212	1,719	2.9	3	19	0.0
(社) 関西年金福祉協会	636	5,237	1.9	406	3,568	1.3
(社) 兵庫県友愛年金福祉協会	480	3,866	2.3	152	1,252	0.7
(社) 奈良県年金住宅福祉協会	190	1,791	2.8	2	7	0.0
(社) 和歌山県年金住宅福祉協会	251	1,958	4.2	-	-	-
(社) 鳥取県年金福祉協会	121	714	3.3	10	30	0.1
(社) 島根県年金福祉協会	108	455	2.3	3	2	0.0
(社) 岡山県年金福祉協会	481	3,492	2.9	363	2,922	2.4
(社) 広島県年金福祉協会	408	2,836	1.9	164	1,220	0.8
(財) 山口県勤労者福祉事業団	142	727	2.1	-	-	-
(社) 徳島県年金福祉協会	117	845	3.1	61	473	1.7
(社) 香川県年金福祉協会	87	460	1.7	73	344	1.3
(社) 愛媛県年金福祉協会	144	1,055	1.6	123	1,036	1.6
(社) 高知県年金福祉協会	176	994	4.6	104	655	3.0
(財) 福岡県年金住宅福祉協会	415	1,904	4.1	-	-	-
(社) 佐賀県年金住宅福祉協会	121	533	3.4	-	-	-
(社) 長崎県年金福祉協会	286	1,754	2.9	243	1,594	2.6
(社) 熊本県年金住宅福祉協会	538	3,672	5.9	299	2,108	3.4
(社) 大分県年金住宅福祉協会	252	936	3.4	13	53	0.2
(社) 宮崎県年金福祉協会	204	669	3.3	8	36	0.2
(社) 鹿児島県年金住宅福祉協会	269	1,037	4.4	-	-	-
(社) 沖縄県年金福祉協会	517	3,843	5.3	396	3,321	4.6
合 計	32,716	223,581	2.9	5,385	40,219	0.5

	平成11年度末					
	6ヵ月未満			6ヵ月以上		
	延滞件数	延滞残高	延滞率	延滞件数	延滞残高	延滞率
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	3,885	26,886	3.2	11	93	0.0
(財) 全国社会保険共済会	2,054	15,913	2.1	-	-	-
(財) 年金住宅福祉協会	8,143	57,711	4.4	612	5,059	0.4
(社) 関東年金福祉協会	1,782	13,038	2.2	499	4,345	0.7
(財) 年金住宅ローン協会	1,079	7,750	2.6	14	132	0.0
(財) 日本船員住宅協会	529	4,764	5.4	112	980	1.1
(社) 近畿四国厚生年金共済会	721	5,547	7.8	70	580	0.8
(社) 北海道年金福祉協会	555	2,772	3.3	682	3,626	4.3
(社) 青森県厚生年金勤労者住宅協会	206	1,245	3.5	-	-	-
(社) 岩手県年金福祉協会	496	2,736	7.6	40	265	0.7
(社) 宮城県年金福祉協会	291	1,920	2.1	298	2,153	2.4
(社) 秋田県年金福祉協会	179	1,018	3.4	231	1,598	5.3
(社) 山形県年金住宅福祉協会	187	951	3.0	-	-	-
(社) 福島県年金福祉協会	285	1,889	2.8	186	1,551	2.3
(社) 茨城県年金住宅福祉協会	448	3,230	5.1	5	38	0.1
(社) 栃木県厚生年金勤労者住宅協会	538	3,320	4.9	-	-	-
(社) 群馬県厚生年金福祉協会	379	3,138	4.3	29	173	0.2
(社) 埼玉県年金福祉協会	830	6,443	2.4	92	717	0.3
(社) 千葉県年金住宅協会	635	4,975	3.5	-	-	-
(社) 神奈川県年金福祉協会	514	4,111	2.1	386	3,455	1.8
(社) 新潟県年金福祉協会	401	2,564	3.1	411	2,923	3.5
(社) 富山県年金住宅福祉協会	239	1,591	3.4	3	11	0.0
(社) 石川県年金住宅福祉協会	212	1,324	3.0	5	48	0.1
(社) 福井県年金福祉協会	183	1,342	5.3	10	121	0.5
(社) 山梨県年金住宅福祉協会	248	1,670	5.6	45	377	1.3
(社) 長野県年金福祉協会	303	1,680	3.6	-	-	-
(社) 岐阜県年金福祉協会	124	940	2.6	-	-	-
(財) 静岡県年金福祉協会	231	1,544	1.7	-	-	-
(社) 愛知県年金福祉協会	594	4,170	1.7	325	2,700	1.1
(社) 三重県年金住宅福祉協会	353	2,856	3.7	1	14	0.0
(社) 滋賀県年金住宅福祉協会	280	2,296	4.0	31	290	0.5
(社) 京都府年金福祉協会	222	1,762	3.2	10	90	0.2
(社) 関西年金福祉協会	735	5,643	2.2	570	5,106	2.0
(社) 兵庫県友愛年金福祉協会	478	3,915	2.3	326	2,887	1.7
(社) 奈良県年金住宅福祉協会	217	2,090	3.3	8	79	0.1
(社) 和歌山県年金住宅福祉協会	262	1,973	4.9	-	-	-
(社) 鳥取県年金福祉協会	132	751	4.0	10	68	0.4
(社) 島根県年金福祉協会	114	512	2.8	6	34	0.2
(社) 岡山県年金福祉協会	536	3,982	3.6	562	4,544	4.1
(社) 広島県年金福祉協会	451	3,096	2.4	348	2,583	2.0
(財) 山口県勤労者福祉事業団	138	698	2.6	-	-	-
(社) 徳島県年金福祉協会	127	817	3.0	103	869	3.2
(社) 香川県年金福祉協会	98	549	2.3	95	593	2.5
(社) 愛媛県年金福祉協会	185	1,407	2.4	155	1,346	2.3
(社) 高知県年金福祉協会	160	840	4.3	132	838	4.3
(財) 福岡県年金住宅福祉協会	392	1,971	4.9	4	28	0.1
(社) 佐賀県年金住宅福祉協会	165	688	5.2	-	-	-
(社) 長崎県年金福祉協会	277	1,606	2.9	364	2,501	4.6
(社) 熊本県年金住宅福祉協会	501	3,256	5.7	408	3,051	5.4
(社) 大分県年金住宅福祉協会	246	1,014	4.5	23	83	0.4
(社) 宮崎県年金福祉協会	220	753	4.3	16	56	0.3
(社) 鹿児島県年金住宅福祉協会	250	894	4.5	-	-	-
(社) 沖縄県年金福祉協会	507	3,760	5.6	493	4,164	6.2
合 計	33,317	233,307	3.2	7,731	60,167	0.8

	平成12年度末					
	6ヵ月未満			6ヵ月以上		
	延滞件数	延滞残高	延滞率	延滞件数	延滞残高	延滞率
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	4,334	30,621	3.5	33	318	0.0
(財) 全国社会保険共済会	2,051	16,431	2.2	114	978	0.1
(財) 年金住宅福祉協会	5,265	38,234	3.0	504	4,251	0.3
(社) 関東年金福祉協会	1,863	13,779	2.4	738	6,299	1.1
(財) 年金住宅ローン協会	1,202	8,746	3.2	27	200	0.1
(財) 日本船員住宅協会	341	2,974	3.7	62	589	0.7
(社) 近畿四国厚生年金共済会						
(社) 北海道年金福祉協会	586	2,774	3.5	896	4,816	6.0
(社) 青森県厚生年金勤労者住宅協会	224	1,459	4.6	-	-	-
(社) 岩手県年金福祉協会	314	1,729	5.5	-	-	-
(社) 宮城県年金福祉協会	259	1,608	1.9	405	3,139	3.8
(社) 秋田県年金福祉協会	149	824	2.9	303	2,146	7.5
(社) 山形県年金住宅福祉協会	249	1,378	4.8	-	-	-
(社) 福島県年金福祉協会	269	1,781	2.9	297	2,345	3.8
(社) 茨城県年金住宅福祉協会	429	3,068	5.7	11	103	0.2
(社) 栃木県厚生年金勤労者住宅協会	566	3,673	5.7	-	-	-
(社) 群馬県厚生年金福祉協会	357	2,921	4.2	14	134	0.2
(社) 埼玉県年金福祉協会	866	6,277	2.6	109	898	0.4
(社) 千葉県年金住宅協会	651	4,987	4.1	-	-	-
(社) 神奈川県年金福祉協会	548	4,432	2.4	519	4,710	2.6
(社) 新潟県年金福祉協会	366	2,213	3.0	582	4,140	5.7
(社) 富山県年金住宅福祉協会	247	1,734	3.9	6	9	0.0
(社) 石川県年金住宅福祉協会	161	1,138	2.8	3	27	0.1
(社) 福井県年金福祉協会	112	859	3.9	-	-	-
(社) 山梨県年金住宅福祉協会	195	1,440	5.2	-	-	-
(社) 長野県年金福祉協会	306	1,659	4.1	-	-	-
(社) 岐阜県年金福祉協会	117	831	2.7	-	-	-
(財) 静岡県年金福祉協会	208	1,425	1.8	-	-	-
(社) 愛知県年金福祉協会	564	4,016	1.7	452	3,943	1.7
(社) 三重県年金住宅福祉協会	349	2,809	3.9	12	110	0.2
(社) 滋賀県年金住宅福祉協会	263	2,080	4.2	52	472	1.0
(社) 京都府年金福祉協会	245	1,946	3.9	30	247	0.5
(社) 関西年金福祉協会	737	5,542	2.3	835	7,388	3.1
(社) 兵庫県友愛年金福祉協会	455	3,866	2.4	486	4,361	2.7
(社) 奈良県年金住宅福祉協会	219	2,122	3.7	14	152	0.3
(社) 和歌山県年金住宅福祉協会	262	2,032	6.1	-	-	-
(社) 鳥取県年金福祉協会	174	1,080	6.6	6	34	0.2
(社) 島根県年金福祉協会	104	454	2.8	15	34	0.2
(社) 岡山県年金福祉協会	518	3,774	3.6	822	6,683	6.4
(社) 広島県年金福祉協会	396	2,535	2.2	504	3,871	3.4
(財) 山口県勤労者福祉事業団	151	764	3.4	-	-	-
(社) 徳島県年金福祉協会	90	646	2.4	156	1,254	4.7
(社) 香川県年金福祉協会	101	589	2.6	136	857	3.8
(社) 愛媛県年金福祉協会	178	1,297	2.4	209	1,846	3.5
(社) 高知県年金福祉協会	164	804	4.6	163	1,069	6.1
(財) 福岡県年金住宅福祉協会	347	2,552	7.5	3	45	0.1
(社) 佐賀県年金住宅福祉協会	178	700	6.3	-	-	-
(社) 長崎県年金福祉協会	259	1,558	3.2	467	3,257	6.6
(社) 熊本県年金住宅福祉協会	344	2,351	4.7	506	3,808	7.6
(社) 大分県年金住宅福祉協会	295	1,249	6.5	77	317	1.7
(社) 宮崎県年金福祉協会	340	1,079	7.4	45	168	1.1
(社) 鹿児島県年金住宅福祉協会	231	776	4.6	-	-	-
(社) 沖縄県年金福祉協会	501	3,759	6.3	655	7,461	12.5
合計	29,700	209,378	3.1	10,268	82,481	1.2

	平成13年度末					
	6ヵ月未満			6ヵ月以上		
	延滞件数	延滞残高	延滞率	延滞件数	延滞残高	延滞率
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	4,959	33,570	4.0	81	600	0.1
(財) 全国社会保険共済会	2,147	17,157	2.4	76	621	0.1
(財) 年金住宅福祉協会	5,376	39,028	3.3	546	4,721	0.4
(社) 関東年金福祉協会	1,922	14,240	2.8	1,201	10,235	2.0
(財) 年金住宅ローン協会	1,179	8,519	3.5	49	351	0.1
(財) 日本船員住宅協会	343	2,947	4.3	83	728	1.1
(社) 近畿四国厚生年金共済会						
(社) 北海道年金福祉協会	519	2,348	3.4	1,139	6,281	9.2
(社) 青森県厚生年金勤労者住宅協会	254	1,600	5.8	-	-	-
(社) 岩手県年金福祉協会	342	1,939	7.4	-	-	-
(社) 宮城県年金福祉協会	265	1,749	2.4	506	3,620	4.9
(社) 秋田県年金福祉協会	156	835	3.2	377	2,582	10.0
(社) 山形県年金住宅福祉協会	282	1,612	6.4	-	-	-
(社) 福島県年金福祉協会	286	1,817	4.0	408	3,157	6.9
(社) 茨城県年金住宅福祉協会	451	3,197	7.1	23	190	0.4
(社) 栃木県厚生年金勤労者住宅協会	647	4,125	7.1	-	-	-
(社) 群馬県厚生年金福祉協会	395	3,360	5.5	21	181	0.3
(社) 埼玉県年金福祉協会	859	6,009	2.8	133	1,144	0.5
(社) 千葉県年金住宅協会	676	4,973	4.9	-	-	-
(社) 神奈川県年金福祉協会	530	4,141	2.5	664	6,156	3.8
(社) 新潟県年金福祉協会	276	1,683	3.0	741	5,283	9.3
(社) 富山県年金住宅福祉協会	270	1,765	4.6	7	40	0.1
(社) 石川県年金住宅福祉協会	203	1,312	3.8	8	84	0.2
(社) 福井県年金福祉協会	131	1,263	7.0	-	-	-
(社) 山梨県年金住宅福祉協会	226	1,615	6.6	-	-	-
(社) 長野県年金福祉協会	363	2,055	6.0	1	13	0.0
(社) 岐阜県年金福祉協会	126	895	3.4	-	-	-
(財) 静岡県年金福祉協会	298	1,878	2.8	8	63	0.1
(社) 愛知県年金福祉協会	561	3,998	1.9	642	5,540	2.7
(社) 三重県年金住宅福祉協会	361	2,807	4.6	6	61	0.1
(社) 滋賀県年金住宅福祉協会	275	2,176	5.4	20	162	0.4
(社) 京都府年金福祉協会	235	1,782	4.4	41	345	0.8
(社) 関西年金福祉協会	779	5,885	2.8	1,165	10,071	4.8
(社) 兵庫県友愛年金福祉協会	437	3,422	2.4	641	5,728	4.0
(社) 奈良県年金住宅福祉協会	242	2,362	4.8	21	241	0.5
(社) 和歌山県年金住宅福祉協会	294	2,114	7.4	-	-	-
(社) 鳥取県年金福祉協会	150	874	6.2	6	50	0.4
(社) 島根県年金福祉協会	106	482	3.4	18	49	0.3
(社) 岡山県年金福祉協会	552	4,021	4.5	1,084	8,912	9.9
(社) 広島県年金福祉協会	409	2,730	3.0	717	5,261	5.7
(財) 山口県勤労者福祉事業団	173	891	4.8	-	-	-
(社) 徳島県年金福祉協会	108	707	6.2	241	1,928	16.9
(社) 香川県年金福祉協会	83	482	2.5	179	1,043	5.5
(社) 愛媛県年金福祉協会	235	1,584	3.8	311	2,664	6.5
(社) 高知県年金福祉協会	177	912	6.2	208	1,274	8.6
(財) 福岡県年金住宅福祉協会	361	1,699	6.1	12	76	0.3
(社) 佐賀県年金住宅福祉協会						
(社) 長崎県年金福祉協会	217	1,218	2.9	595	4,194	10.0
(社) 熊本県年金住宅福祉協会	301	1,829	4.1	616	4,645	10.5
(社) 大分県年金住宅福祉協会						
(社) 宮崎県年金福祉協会	301	988	8.1	52	162	1.3
(社) 鹿児島県年金住宅福祉協会						
(社) 沖縄県年金福祉協会	510	3,739	7.1	882	7,379	14.0
合 計	30,348	212,334	3.5	13,529	105,833	1.7

- (注) 1. 延滞件数は、返済を延滞している被保険者の数を計上している。
2. 延滞残高は、返済を延滞している被保険者に係る未返済額の総額を計上している。
3. 延滞率は、延滞残高が貸付残高の総額に占める割合である。
4. 近畿四国厚生年金共済会は平成12年度に債権を譲渡し、平成13年度に解散し、佐賀県年金住宅福祉協会、大分県年金住宅福祉協会及び鹿児島県年金住宅福祉協会は平成13年度において債権を譲渡し、解散している。

別表第十三

所管公益法人名	年金局等出身者の役職	国家公務員退職時の官職
(財) 厚生問題研究会	理事長(非常勤)	厚生事務次官
(社) 国際厚生事業団	理事長(非常勤)	厚生事務次官
	監事(非常勤)	厚生省社会・援護局長
(財) がん研究振興財団	理事長(非常勤)	厚生事務次官
(財) 日本救急医療財団	理事(非常勤)	厚生省社会・援護局長
(財) 日本医療機能評価機構	理事(非常勤)	社会保険庁長官
(財) 医療研修推進財団	副理事長(非常勤)	厚生事務次官
(財) 歯科医療研修振興財団	理事(非常勤)	厚生省社会局長
(財) 日本訪問看護振興財団	理事長(非常勤)	厚生事務次官
	理事(非常勤)	社会保険庁長官
	理事(非常勤)	厚生省社会・援護局長
	監事(非常勤)	東海北陸地方医務局長
(財) 医療情報システム開発センター	理事(非常勤)	厚生事務次官
	監事(非常勤)	社会保険庁長官
(財) 日本環境衛生センター	会長(非常勤)	厚生事務次官
(財) 日本食生活協会	理事(非常勤)	厚生事務次官
	理事(非常勤)	社会保険庁長官
(財) 日本健康開発財団	理事(非常勤)	社会保険庁長官
	理事(非常勤)	社会保険庁長官
(財) 健康・体力づくり事業財団	理事(非常勤)	社会保険庁長官
(社) 調理技術技能センター	理事(非常勤)	社会保険大学校長
(財) 藤楓協会	理事(非常勤)	厚生事務次官
(財) 難病医学研究財団	会長(非常勤)	厚生事務次官
	理事長(非常勤)	厚生事務次官
	監事(非常勤)	社会保険庁長官
(財) エイズ予防財団	理事(非常勤)	厚生事務次官
(社) 日本臓器移植ネットワーク	理事(非常勤)	厚生事務次官
(財) 結核予防会	専務理事(常勤)	九州地方医務局長
(社) 全国ビルメンテナンス協会	専務理事(常勤)	九州地方医務局長
	理事(非常勤)	厚生省援護局長
(財) 全国生活衛生営業指導センター	理事長(非常勤)	厚生事務次官
	理事(非常勤)	厚生省援護局長
(財) 理容師美容師試験研修センター	理事長(常勤)	社会保険庁長官
	理事(非常勤)	厚生省社会局長
(財) 水道技術研究センター	理事(非常勤)	厚生省大臣官房付(総理府社会保障制度審議会事務局長)
(財) 日本薬剤師研修センター	理事(非常勤)	厚生省社会・援護局長
(財) 友愛福祉財団	理事(非常勤)	厚生事務次官
	監事(非常勤)	厚生省援護局長
(財) 日本公定書協会	理事(非常勤)	厚生省社会・援護局長
(財) 血液製剤調査機構	理事長(非常勤)	厚生事務次官
	理事(非常勤)	厚生省援護局長
	理事(常勤)	厚生省大臣官房付(厚生年金基金連合会上席調査役)
	監事(非常勤)	社会保険大学校長
(財) 児童健全育成推進財団	会長(非常勤)	厚生事務次官
(財) 児童育成協会	理事長(常勤)	厚生省大臣官房付(総理府社会保障制度審議会事務局長)

	理事（非常勤）	社会保険庁長官官房参事官
（財）こども未来財団	理事長（常勤）	厚生省児童家庭局長
	理事（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	厚生省社会局長
（財）社会福祉振興・試験センター	会長（非常勤）	社会保険庁長官
（財）中国残留孤児援護基金	理事長（非常勤）	厚生省援護局長
（財）日本障害者リハビリテーション協会	会長（非常勤）	厚生事務次官
	副理事長（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	社会保険庁長官官房参事官
（財）日本障害者スポーツ協会	会長（非常勤）	社会保険庁長官
（財）テクノエイド協会	理事長（常勤）	厚生省社会局長
	監事（非常勤）	社会保険庁長官
（財）長寿社会開発センター	理事長（常勤）	社会保険庁長官
	専務理事（常勤）	厚生省大臣官房付・内閣総理大臣官房参事官併任
	理事（非常勤）	厚生事務次官
	理事（非常勤）	厚生事務次官
	理事（非常勤）	厚生省社会局長
	監事（非常勤）	厚生省児童家庭局長
（財）全国老人クラブ連合会	会長（非常勤）	厚生省社会局長
（社）シルバーサービス振興会	理事（非常勤）	厚生事務次官
（財）健康・生きがい開発財団	理事長（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	社会保険庁長官
（財）高齢者住宅財団	理事（非常勤）	社会保険庁長官
（財）さわやか福祉財団	理事（非常勤）	厚生省社会局長
（財）医療経済研究・社会保険福祉協会	理事長（非常勤）	厚生省大臣官房審議官
	副理事長（非常勤）	厚生事務次官
	専務理事（常勤）	社会保険大学校長
	常務理事（常勤）	厚生省保険局国民健康保険課国民健康保険指導室長
	理事（非常勤）	社会保険庁長官
（財）医療保険業務研究協会	理事長（非常勤）	厚生省薬務局長
	理事（非常勤）	社会保険庁運営部保険指導課長
	理事（非常勤）	東京都福祉局社会保険管理部長
（社）国民健康保険中央会	副会長（非常勤）	社会保険庁長官
	理事長（常勤）	社会保険庁長官
	常務理事（常勤）	東海北陸地方医務局長
	理事（常勤）	東京都福祉局社会保険管理部長
	監事（常勤）	社会保険大学校長
	審議役	厚生省保険局調査課長
（社）全国国民健康保険診療施設協議会	理事（非常勤）	東海北陸地方医務局長
（財）年金保養協会	理事（常勤）	厚生省大臣官房付（厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長）
（財）連合総合生活開発研究所	理事（非常勤）	厚生省援護局長
（財）社会保険協会	会長（非常勤）	厚生事務次官
	常務理事（常勤）	社会保険庁総務部地方課長
	事務局長	大阪社会保険事務局総務部長
（財）厚生年金事業振興団	理事長（常勤）	厚生事務次官
	常務理事（常勤）	厚生省医薬安全局長

	常務理事（常勤）	社会保険庁総務部地方課長
	企画情報部長	社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室長
	本部付	岐阜社会保険事務局長
	本部付	宮城社会保険事務局長
	愛知厚生年金会館長	社会保険大学校長
（社）日本国民年金協会	理事長（非常勤）	厚生事務次官
	専務理事（常勤）	社会保険業務センター副所長
	理事（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	社会保険庁運営部年金指導課長
	監事（非常勤）	社会保険庁年金保険部国民年金課長
（社）全国国民年金福祉協会連合会	理事長（非常勤）	厚生事務次官
	常務理事（常勤）	社会保険業務センター副所長
	監事（非常勤）	埼玉県生活福祉部国民年金課長
	総務部長	東京社会保険事務局長
	企画部長	社会保険業務センター中央年金相談室長
（財）社会保険健康事業財団	理事長（常勤）	社会保険業務センター所長
	常務理事（常勤）	社会保険庁運営部保険指導課長
	監事（非常勤）	社会保険庁長官官房参事官
	保健部次長	新潟社会保険事務局長
	北海道支部長	北海道社会保険事務局長
（財）船員保険会	会長（常勤）	社会保険庁長官
	常務理事（常勤）	社会保険庁運営部保険指導課長
	理事（非常勤）	厚生省渠務局長
（社）全国社会保険協会連合会	理事長（常勤）	厚生事務次官
	常務理事（常勤）	厚生省社会・援護局長
	常務理事（常勤）	社会保険庁総務部地方課長
	総務部長	東京社会保険事務局総務部長
	保健部保健指導課長	香川社会保険事務局長
	千葉社会保険病院事務局長	山梨社会保険事務局長
（財）日本船員住宅協会	会長（非常勤）	社会保険庁長官
	理事（非常勤）	社会保険業務センター年金番号管理室長
（財）宮城県社会保険協会	常務理事（常勤）	宮城社会保険事務局次長
（財）東京社会保険協会	専務理事（常勤）	東京都福祉局社会保険管理部長
（財）神奈川県社会保険協会	常務理事（常勤）	神奈川社会保険事務局次長
（財）愛知県社会保険協会	常務理事（常勤）	愛知社会保険事務局次長
（財）環境情報普及センター	理事（非常勤）	厚生事務次官
（財）日本環境協会	理事（非常勤）	厚生事務次官
（財）自然公園財団	監事（非常勤）	社会保険大学校長

（注）「国家公務員退職時の官職」の欄の括弧内の官職は最終官職の前職名等で公表されているもの。

別表第十四

番号	退職手当の額(円)
1	90,390,630
2	85,485,873
3	83,479,770
4	82,553,328
5	78,222,174
6	77,332,035
7	76,645,800
8	75,445,656
9	70,483,446
10	66,330,825
11	66,066,000
12	62,508,600
13	62,135,073
14	60,355,152
15	60,279,150
16	58,562,790
17	58,162,401
18	57,142,008
19	56,589,192
20	55,824,773
21	54,878,590
22	53,453,400
23	53,435,052
24	52,726,489
25	51,487,920
26	49,945,896
27	48,975,597
28	48,845,280
29	48,665,232
30	47,683,944
31	47,048,793
32	46,179,045
33	44,084,244
34	43,110,000
35	39,221,107
36	38,833,746
37	38,833,746
38	38,774,181
39	38,635,740
40	38,577,805

41	38,568,860
42	38,494,790
43	38,388,451
44	38,000,205
45	37,448,954
46	37,338,100
47	37,043,160
48	37,043,160
49	36,905,847
50	36,698,937
51	36,061,200
52	36,031,683
53	35,900,327
54	35,889,480
55	35,638,680
56	35,594,401
57	35,497,295
58	35,483,100
59	35,244,879
60	35,225,863
61	35,034,753
62	35,034,753
63	33,440,031
64	33,157,891
65	32,858,812
66	32,552,280
67	32,531,449
68	32,469,822
69	32,340,211
70	32,238,835
71	31,716,748
72	30,576,724
73	28,623,553
74	27,412,560
75	26,293,680
76	24,212,520
77	21,751,200
78	18,126,000
79	13,976,100

役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）の役員
の退職慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、常勤の役員に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、定年、辞任又は死亡により退職
した者に支給する。

3 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないこ
とができる。

(1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理等をせず、事業団の業務運営に
重大な支障をきたした場合

(2) 退職に当たり、事業団の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得た事業
団の機密を漏らし、事業団に損害を与えた場合

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を
適当と認めた場合

(支給基準)

第3条 退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。

(1) 役位別最終月額報酬×100分の70×役位別在職年数の算式により算
出した額の合計額

(2) 前号の役位別最終報酬月額のうち、退職時以前の役位別最終月額報酬に
ついては、現在の同一役職者に当てはめた月額報酬を基準とする。

2 使用人兼務役員の退職慰労金については、次の方法により算出した額とす
る。

(1) 役員就任時において、使用人としての退職手当の支給を受けなかった者
に対しては、退職時における使用人分の給与を基準として、職員退職手当
規程に基づいて算出された額に役員月額報酬分（退職時の役員月額報酬か
ら使用人分の給与を控除した額）を基準に、前項の算式により算出した役
員退職慰労金を加算した額をもって支給する。

(2) 役員就任時において、職員退職手当規程により退職手当の支給を受けているときは、使用人兼務役員としての月額報酬（使用人分給与を含む。）を基準として前項の規定を適用する。

(特別功労金)

第4条 在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の同意を経て前条により算出した金額に、その30%を超えない範囲で特別功労金として別途支給することができる。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、非常勤役員で在職期間が3期以上で、かつ、その間の功績が特に顕著と認められるときは、理事会の決議をもつて特別功労金を支給することができる。

(在職期間の計算)

第5条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

2 在職年数は、1カ年単位とする。ただし、在職期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。

3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

(退職慰労金の支払)

第6条 この規程による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、事業団に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、2カ月以内に支払うことを原則とする。

(協議事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

常勤役員の報酬及び退職慰労金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人日本環境衛生センター（以下、「センター」という）の常勤役員の報酬及び退職慰労金について定めることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員とは、理事及び監事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬の月額及び支給日)

第3条 常勤役員のそれぞれの報酬の年額は、別表に示す範囲内で、理事長が定めるものとする。

2 報酬は月割りして毎月払いとし、その支給日は、職員給与規程第4条を準用する。

3 報酬の支給は、新規就任月をもって開始し、辞任月又は退任月をもって終了する。

(退職慰労金)

第4条 常勤役員が辞任又は退任したとき、又は死亡したときは退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の額は、その者の報酬の月額に140/100を乗じて得た額に、在任年数を乗じて得た額を超えてはならない。

なお、退職慰労金の算定は任期満了毎にその額を計算し、退任時又は辞任時にこれを累計した額を支給する。

3 前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。

4 在職期間の算定は、職員給与規程第32条を準用する。

(その他)

第5条 本規定の施行にあたって必要な事項は、別途、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は昭和49年5月10日から施行する。
- 2 この規定は昭和52年4月1日から施行する。(第4条、第5条)
- 3 この規定は昭和52年11月8日から施行する。(第3条)
- 4 この規定は昭和53年4月1日から施行する。(第3条第4項)
- 5 この規定は昭和55年11月2日から施行する。(第5条)
- 6 この規定は昭和56年9月10日から施行する。(第3条第3項)
- 7 この規定は平成元年4月1日から施行する。(第2条、第3条、第4条)
- 8 この規定は平成5年4月1日から施行する。(第3条第2項)
- 9 この規定は平成10年7月1日から施行する。ただし、平成10年6月30日現在常勤役員にあっては、平成11年4月1日から適用する。(第1条、第2条、第3条第2項及び第3項)
- 10 この規定は平成14年10月1日から施行する。(第1条から第5条、別表)

職 名	報酬年額の範囲
理事長	19,000,000円以内
専務理事	17,000,000円以内
常務理事	15,000,000円以内
理事・監事	14,000,000円以内

財団法人結核予防会 役員及び顧問報酬・退職金規程

[決定]

昭和 42 年 6 月 20 日

[改正]

平成 11 年 7 月 15 日

平成 14 年 9 月 4 日

(目的)

第 1 条 この規程は、財団法人結核予防会の役員及び顧問の報酬（給与）及び退職金について定める。

(給与の区分)

第 2 条 役員及び顧問の給与は本俸、通勤手当及び夏季手当、年末手当とする。

(給与の支給方法及び支給日)

第 3 条 給与は毎月 25 日に支給する。ただし支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

- 2 新規就任の場合におけるその月の給与は、その発令の日から日割り計算により支給する。
- 3 退職した場合におけるその月の給与は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取扱)

第 4 条 給与の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円位に切り上げる。

(本俸)

第 5 条 役員及び顧問の本俸の月額は次の各号に掲げるとおりとする。

一 会長、副会長	500,000 円
二 顧問であって理事長が指名した者	300,000 円
三 理事長	1,155,900 円
四 専務理事	1,110,700 円
五 所属長であって理事長が指名した者	1,018,800 円

六 所属長（前号の者を除く）及び理事である副所属長	947,500 円
七 総務部長	752,900 円
八 理事であって理事長が指名した者	643,700 円
九 前号までに該当しない理事及び顧問	無報酬

（本俸の改正）

第6条 本俸の改正は職員に準じて行い、理事長が定める。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、第5条第九号に該当する者を除く次に掲げる役員及び顧問に支給する。

- 一 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という）を負担することを常例とする者（住居と勤務事業所との徒歩による距離が片道1.5キロメートル未満の者を除く）
 - 二 通勤のため自動車その他交通用具（以下「自動車等」という）を使用することを常例とする者（住居と勤務事業所との徒歩による距離が片道1.5キロメートル未満の者を除く）
 - 三 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（住居とその最寄駅までの徒歩による距離が片道1.5キロメートル未満の者を除く）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- 一 前項第一号に掲げる者 本会の定めるところにより算出したその者の1ヵ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という）で、その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を40,000円に加算した額とする。
 - 二 前項第二号に掲げる者のうち

通勤距離片道5キロメートル未満の場合	2,000 円
通勤距離片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合	4,100 円
通勤距離片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合	6,200 円
通勤距離片道15キロメートル以上の場合	8,300 円
 - 三 前項第三号に掲げる者 本会の定める運賃等相当額に前号に掲げる額を加算した額（その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000

円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を40,000円に加算した額とする。）

- 3 前項の定めにかかわらず、昭和46年7月9日現在本会に在職していた役員及び顧問には、前項第一号及び第三号の括弧書きの規定の部分を適用しない。

（夏季手当及び年末手当）

第8条 支給日、計算基準日、支給率は職員に準ずるものとし、理事長が定める。

- 2 夏季手当、年末手当の基準給与月額はそれぞれの基準日現在の本俸とし、その本俸に支給率を乗じて得た金額を夏季手当及び年末手当として支給する。

（退職金）

第9条 退職金は役員及び顧問として所属長等の職務に就任した後退職した場合に支給する。

- 2 退職金は退職時の本俸の額に勤務年数を乗じて得た金額に、別表1に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。
- 3 勤続年数に1年未満の端数があるときは月割り計算により、1月未満の端数は1月に切り上げる。

別表 1

勤続年数	支給率
1	0
2	0
3	0. 60
4	0. 64
5	0. 67
6	0. 74
7	0. 80
8	0. 87
9	0. 94
10	1. 00
11	1. 01
12	1. 02
13	1. 03
14	1. 03
15	1. 04
16	1. 06
17	1. 07
18	1. 09
19	1. 10
20	1. 12
21	1. 14
22	1. 16
23	1. 18
24	1. 21
25	1. 23
26	1. 26
27	1. 29
28	1. 32
29	1. 35
30	1. 38

財団法人児童育成協会役員退職手当支給規程

(平成8年規程第2号)

(総則)

第1条 児童育成協会の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職1月につき、役員が退職した日における俸給月額に100分の36の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員となった日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2. 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員となったときは、退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員となったときも同様とする。

(端数の処理)

第6条 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入に

よって生計を維持していたもの

- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
2. 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
 3. 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

附則

この規程は、平成8年8月1日から施行する。

附則 (平成9年3月27日改正)

1. 第3条中の「100分の36」を当分の間「100分の18」とする。
2. この規程は、平成9年4月1日から施行する。

こども未来財団役員退職手当支給規程

平成 6 年 7 月 1 日未来規程第 5 号

改正 平成 14 年 11 月 29 日未来規程第 13 号

(総則)

第 1 条 財団法人こども未来財団の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。但し、役員が財団法人こども未来財団寄附行為第 19 条第 1 項第 2 号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、又は解任された日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の俸給月額に 100 分の 28 の割合を乗じて得た額とする。但し、第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 28 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、理事会の承認を得てその職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条第 1 項但書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において

端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第6条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第7条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票の写その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 平成14年12月1日（以下「基準日」という。）の前日に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職し、又は解任された場合であって、その者の退職等の日の俸給月額が基準日の前日のその者の俸給月額を下回るときにおける退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と当該退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

財団法人社会福祉振興・試験センター役員退職手当支給基準

財団法人社会福祉振興・試験センターの役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給は、この基準による。

1 退職手当の支給対象

退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。

ただし、役員が財団法人社会福祉振興・試験センター寄附行為第18条第2項の規定により解任されたときは、退職手当を支給しない。

2 退職手当の額

退職手当の額は、在職1月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の18の割合を乗じて得た額とする。

3 在職期間の計算

退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、1月と計算する。

4 再任等の場合の取扱い

役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

5 遺族の範囲及び順位

- (1) 1にいう遺族は、次に掲げる者とする。
- ① 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。
 - ③ ①及び②に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で②に該当しないもの。
- (2) (1)に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、(1)各号の順位により、また、②及び④に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。
- この場合において、父母については養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とし、③に掲げる者については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- (3) 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

6 端数計算

退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

7 適用日 平成6年8月1日から適用する。

昭和 5 8 年 規 程 第 2 号
平成 2 年 1 2 月 2 8 日 一 部 改 正
平成 3 年 1 2 月 2 5 日 一 部 改 正
平成 5 年 1 1 月 5 日 一 部 改 正
平成 6 年 1 0 月 2 8 日 一 部 改 正
平成 1 0 年 2 月 1 日 一 部 改 正
平成 1 1 年 1 1 月 2 4 日 一 部 改 正
平成 1 2 年 4 月 1 5 日 一 部 改 正
平成 1 2 年 1 1 月 2 9 日 一 部 改 正
平成 1 3 年 1 2 月 3 日 一 部 改 正
平成 1 4 年 1 2 月 1 日 一 部 改 正

(給与の種類)

第 1 条 常勤役員 (以下「役員」という。)の報酬は、本基準に定める本俸、調整手当及び特別手当とする。

(本俸月額)

第 2 条 役員の本俸月額は 4 5 0, 0 0 0 円以上 5 0 0, 0 0 0 円以内とする。

(本俸の日割計算)

第 3 条 月の途中で異動を生じたときの役員の本俸の月額は、日割計算によって計算した額とする。

(調整手当)

第 4 条 調整手当は、本俸月額に 1 0 0 分の 1 2 を乗じた額とする。

(特別手当)

第 5 条 特別手当は 6 月 1 日、1 2 月 1 日及び 3 月 1 日 (平成 1 5 年 4 月 1 日からは 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日) (以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に支給する。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日において役員が受けるべき本俸月額、調整手当月額及び加算調整額 (本俸月額と調整手当月額の合計額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額) を合算した額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 4 0、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 (平成 1 5 年 4 月 1 日からは、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 4 0 月) を乗じて得た額を基礎として、基準日以前におけるその者の在職期間に応じて、職員給与規程第 1 6 条第 2 項 (平成 1 5 年 4 月 1 日からは第 3 項) の表の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第6条 役員が退職した場合においては、在職1月につき、その者の退職の日における本俸の月額に120分の10を乗じて得た額に相当する金額を、退職手当として支給する。

2 在職期間の計算は任命の日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数はこれを切り捨てる。

3 役員が退職した場合において、その者の退職の日又はその翌日に再び同一の役員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(退職手当の支給制限)

第7条 役員が寄付行為第20条第1項第2号により解任された場合には、退職手当を支給しない。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から適用する。

別添八 財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(以下「協会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)が退職した場合は、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在任期間1ヶ月につき、当該役員が退職時における本俸月額に100分の36の割合を乗じて得た額とする。

2 退職手当の額が、その者の退職時における本俸月額に60を乗じて得た額を越えるときは、前項の規定にかかわらずその乗じて得た額とする。

(退職手当の増額)

第3条 理事長は、在任中特に功績顕著と認められる役員に対しては、前条第1項の退職手当を増額することができる。ただし、この場合においても、前条第2項の額を限度とする。

(退職手当の減額等)

第4条 理事長は、寄附行為第18条第2号の規定に基づき役員が解任された場合、第2条に定める退職手当を減額又は支給しないことができる。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の計算は、役員に就任した日から起算し、1ヶ月に満たない端数が生じたときは1月とする。

(再任の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了により再び同一の役職に就任したときは、その役員が退職手当の支給について、引き続き在任したものとみなす。

2 役員が非常勤役員に就任したときは、その役員が退職手当の支給について、その就任の日の前日に退職したものとみなす。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令による控除すべき額を控除した残額を、直接本人に支給する。ただし、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次によるものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしてなくても、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)。
- (2) 配偶者がいない場合にあっては、子、父母、孫及び祖父母で役員が死亡当時、その収入によって生計を維持していた者、あるいはこれと生計を一にしていた者とする。
- (3) 前号に該当する者がいない場合、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- (4) 役員が遺言又は協会に対する予告で、前号に規定する者のうち、特定の者を指定した場合は、前号の規定にかかわらずその指定した者とする。

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同号に掲げる順位とする。ただし、父母については養父母を優先し、兄弟姉妹については、役員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者、あるいはこれと生計を一にしていた者を優先する。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2名以上いる場合、その1名の行った請求は、全員のために全額について行ったものとみなし、その1名に対し支給した金額は、全員に対して支給したものとみなす。

(端数の処理)

第9条 この規程に定める退職手当の額を算出するにあたり、支給額1,000円未満の端数が生じたときは切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(施行細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規程は昭和58年12月23日から実施する。

(附 則)

- 1 この規程は平成2年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は平成11年8月1日から適用する。

常勤役員給与・退職手当規程

財団法人 医療保険業務研究協会

[平成13年11月1日制定]

(目 的)

第1条 財団法人 医療保険業務研究協会寄附行為(以下「寄附行為」という。)第21条の規定により、常勤の役員(以下「役員」という。)に支給することができる給与、並びに役員が退任したときの退職手当については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給 料)

第3条 役員の給料月額、450,000円とする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、所定の交通機関を利用して通勤する場合に、交通費の実費を支給するものとし、その他必要な事項は、職員給与規程第12条の規定による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日、12月1日及び3月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在任する役員に支給する。当該基準日前1か月以内に退任し、又は死亡した場合も同様とする。ただし、寄附行為第20条の第2号の規定に該当し、解任された場合には、支給しない。

2 期末手当の額は、給料月額を基礎として別に定める支給割合を乗じて得た額とし、6月、12月及び3月に支給する。

(給与の支給日及び支払方法)

第6条 給与(期末手当を除く。)の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が休日であるときは、その前日の勤務日に支給する。

2 給与の支払方法は、法令に基づき給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員からの申出又は同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職手当)

第7条 役員が退任した場合には、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、給料月額に在任月数を乗じ12月で除して得た金額とする。在任月数に1月未満の端数を生じたときは、1月に切り上げる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、第6条第2項の規定を準用し、役員が退任した日から起算して1か月以内に支給する。本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(解任された場合の退職手当)

第9条 寄附行為第20条の第2号の規定に該当し、解任された場合には、退職手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

国民健康保険中央会常勤役員に対する報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 国民健康保険中央会役員^の報酬及び費用弁償規程(昭和四十一年規程第二十一号。以下「役員^の報酬及び費用弁償規程」という。)第一条の規定に基づき、常勤役員に対する報酬、費用弁償、期末手当及び退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第二条 報酬額は、予算の範囲内で会長が定める。

(費用弁償)

第三条 弁償すべき費用の種類及びその額については、役員^の報酬及び費用弁償規程第三条の定めるところによる。

(期末手当)

第四条 期末手当は、予算の範囲内において支給する。

2 期末手当の支給については、国民健康保険中央会職員給与規程第二十二條第一項の規定の例による。

第五条 削除

(退職手当)

第六条 常勤役員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、退職時の報酬の年額に百分の二十五を乗じて得た額に、在職年数を乗じて得た額をこえてはならない。

(支給方法)

第七条 報酬等の支給方法は、職員^の給与等の支給の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

- 国民健康保険中央会常勤役員に対する報酬等に関する規定
 第二条（報酬）の会長が定める報酬額は以下のとおり

	月 額 報 酬	期 末 手 当
理 事 長	国家公務員指定職俸給表 11号俸に準ずる	3月 0. 55 6月 1. 45 12月 1. 55
常務理事	“ 7号俸 “	3. 55
常勤理事	“ 6号俸 “	
常勤監事	“	

常勤役員に対する報酬及び退職金の支給に関する規程

(目的)

第 1 条 財団法人社会保険協会（以下「協会」という）の常勤役員の報酬及び退職金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の決定)

第 2 条 常勤役員に支給する報酬は、当該役員の職務の内容、類似の関係団体との関連及び財政事情を勘案して、会長が決めるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 常勤役員の報酬の支払いについては、職員の場合に準じて行う。

(退職金の決定)

第 4 条 常勤役員に支給する退職金は、類似の関係団体との関連及び財政事情を勘案して、会長が決めるものとする。

(退職金の支給)

第 5 条 常勤役員の退職金の支払いについては、職員の場合に準じて行う。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

常勤役員に対する報酬及び退職金の支給に関し会長が定める件

1 常勤役員（以下「役員」という。）の報酬

（役員報酬）

第1条 役員報酬は、本俸、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

（本俸）

第2条 役員の本俸月額、次のとおりとする。

常務理事 524,000円

（特別調整手当の月額）

第3条 特別調整手当の月額は、本俸月額に100分の12を乗じて得た額とする。

（通勤手当の月額）

第4条 通勤手当の月額は、職員給与規程第25条第2項に規定する額とする。

（特別手当の額）

第5条 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本俸月額及び特別調整手当の月額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸月額及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には、100分の145、12月に支給する場合には、100分の210を乗じて得た額に、職員給与規程第30条第2項に基づき定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

2 役員退職金

（退職金の額）

第1条 常務理事の退職金の額は、退職の日における本俸月額の100分の27に相当する額に、在職月数を乗じて得た額とする。

3 この定めは、平成14年7月1日から適用する。

財団法人厚生年金事業振興団役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人厚生年金事業振興団寄附行為（以下「寄附行為」という。）第18条に規定する役員のうち、常時勤務する役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額 $\frac{100}{100}$ 分の28に相当する額に、在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、役員に選任された日から起算して、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(端数の調整)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その選任された日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成14年8月1日から施行する。

役員退職手当支給規程

(昭和五十六年九月三十日施行)

(総則)

第一条 社団法人 日本国民年金協会の常勤役員（以下「役員」という。）に
対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給の対象)

第二条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡によ
る退職の場合は、その遺族）に支給する。

ただし、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当
は支給しない。

(支給の割合)

第三条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額百分の二十五に相当す
る額に、在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命
の日から起算して、暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数を生
じたときは、一月とする。

(端数の処理)

第五条 第三条の規定により算出した支給額に百円未満の端数を生じたときは、百円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第六条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役員を異にする役職を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第七条 第二条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位のもものが二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(特例)

第八条 第三条の規定にかかわらず、会長は、特別の事由があると認めるときは、同条に定める枠の五割の範囲内において、当該枠を増減させることができる。

(附則)

この規程は、昭和五十六年九月一日から施行し、適用する。

別添十四 社団法人 全国国民年金福祉協会連合会
全国国民年金福祉協会連合会役員退職手当支給規程

施行 昭和56年1月1日
改正 平成14年9月1日

(総則)

第1条 全国国民年金福祉協会連合会の常勤役員（以下「役員」という。）
に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給の対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額の下に定める割合に相当する額に、在職月数を乗じて得た額とする。

ア 理事長	100分の28
イ 常務理事	100分の27
ウ 理事（常勤）	100分の26

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜら

れたときは、その者の退職手当の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。

- 2 役員が任期満了の日以前において役員を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 2 条に指定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

- 2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位のものがある場合には、その人数によって等分して支給する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

別添十五 財団法人 社会保険健康事業財団

財団法人 社会保険健康事業財団役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 役員が退職又は死亡した場合は、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(支給対象外)

第2条 次の各号の一に該当する役員に対しては退職手当を支給しない。

- (1) 寄附行為第21条第2号により解任された者
- (2) 禁固以上の刑が確定した者

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の報酬基準月額 $\frac{100}{28}$ 分の28に相当する額に、その者の在職月数を乗じて得た額とする。

(端数整理)

第4条 退職手当の額を計算する場合において、50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。

(在職月数の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職月数は、役員に就任した日から起算して暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ただし、在職期間中に報酬を得ない期間がある場合は、その期間は在職月数の計算の対象としない。

(再任の場合の取扱)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において、再び役員に就任したときは、引き続き在職したものとみなす。

ただし、役職を異にする役員に就任したときは、その就任の日の前日に退職したものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 役員が死亡した場合の退職手当は、次の順序によりその遺族に支給する。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

- (4) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前 2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける場合、第 2号及び第 4号に掲げる者にあつては同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母、実父母の順位とし、祖父母については、養父母の父母、実父母の父母、父母の養父母、父母の実父母の順位とする。
- 3 第 1項第 3号及び第 4号に掲げるその他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 4 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職手当を支給する役員の範囲)

第 8 条 この規程において役員とは、報酬を得て日々（週 3日以上）勤務する役員とし、日々勤務するが報酬を得ない役員及び特定の日に勤務し、報酬を得る役員は、この規程による役員とみなさない。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人船員保険会寄附行為第21条第3項に規程する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退任又は死亡した場合にその者（死亡による退任の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退任又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(決定及び支給)

第3条 退職手当の額の決定及び支給は、会長がこれを行う。

(退職手当の支給額)

第4条 退職手当の額は、退任の日におけるその役員の本俸月額にその役員の在任期間の月数（以下「在任月数」という。）を12で除した数を乗じて得た額とする。

(任期满了等による加算)

第5条 役員が任期满了したことにより退任した場合若しくは役員が削減その他のやむを得ない事由により退任を命ぜられた場合における退職手当の額は、前条の規定により計算した額にその5割に相当する金額の範囲内において加算することができる。

(退職手当支給の特例)

第6条 平成12年3月31日現在に在任中の役員が退任した場合で、その在任中に顕著な功労を有し、本会の発展上著しく寄与したことが認められる場合においては、前2条により計算した額に更にその5割に相当する金額の範囲内において加算することができる。

(退職手当の最高限度額)

第7条 前3条までの規定により計算した退職手当の額が、役員の退任の日における本俸月額に20を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその役員の退職手当の額とする。

(在任月数の計算)

第8条 退職手当算定のための在任月数は、その役員が就任した最初の就任日が属する月から起算し、退任の日の属する月までの月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第9条 役員が任期満了等により退任の日又はその翌日に再び同一又は異なる役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の調整)

第11条 退職手当の支給額に、100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準じる(別に定める。)ものとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

社団法人全国社会保険協会連合会役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国社会保険協会連合会定款第12条に規定する役員のうち、常時勤務する役員（以下「役員」という。）に対する退職金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

- 第2条 退職金は役員が退任し、又は、解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退任又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。
 - 3 社会保険病院の病院長である理事の退職金については、別に定める。

(支給の割合)

第3条 退職金の額は、退職の日における報酬月額 $\frac{100}{28}$ に相当する額に、在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(端数の調整)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に1万円未満の端数が生じたときは、1万円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

- 第6条 役員が任期满了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。
- 2 役員が役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給に関しては、その任命の日の前日に退任したものとみなし、それぞれの役職期間に応じて第3条の規定により支給する。

(実施に関し必要な事項)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、社会保険病院等職員退職手当支給規程に基づく職員の例に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成14年11月1日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

役員退職手当支給規程

(総則)

第 1 条 財団法人日本船員住宅協会（以下協会という）の役員（非常勤の役員を除く、以下同じ）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、解任され、または死亡した場合に、その者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され、または死亡した日におけるその者の俸給を基準として、別に定めるところによる。

(在職期間の計算)

第 4 条 退職手当の算定基礎となる在職期間月数の計算は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。

(遺族の範囲および順位)

第 5 条 第 2 条第 1 項に規程する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（届け出をしていないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様にあつた者を含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で役員死亡時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (3) 前号に掲げるもののほか、役員死亡時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者。

2. 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3. 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第 6 条 この規程に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から適用する。

役員退職手当支給規程の内規

財団法人日本船員住宅協会（以下、協会という）の役員退職規程（以下、規程という）のうち、第3条「退職手当の額」については、この内規の定めるところによる。

1. 規程第3条「退職手当の額」は次のとおりとする

(1) 退職手当の額は、その者の俸給に下記の支給率を乗じた金額とする。

			(支給率)
勤続期間	4年未満の分		1年につき1.0
勤続期間	4年以上	8年未満の分	1年につき1.2
勤続期間	8年以上	12年未満の分	1年につき1.4
勤続期間	12年以上	16年未満の分	1年につき1.6
勤続期間	16年以上	20年未満の分	1年につき1.8
勤続期間	20年以上	25年未満の分	1年につき2.0
勤続期間	25年以上	30年未満の分	1年につき2.2
勤続期間	30年以上の分		1年につき0.5

2. 協会の事業運営に特に顕著な業績を残した者には、上記、退職手当とは別に特別

退職金を支給できるものとする。特別退職金の額については、会長稟議とする。

3. この内規は平成14年3月1日から適用する。

別添十九 財団法人 東京社会保険協会

退職手当	常勤役員退職手当支給規程	制定年月日 平成15年 1月 1日
規程		改訂年月日 平成 年 月 日
規程等整理番号		所管 東社協本部

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東京社会保険協会（以下「協会」という。）に常時勤務する役員（以下「役員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、協会役員に適用する。

② 前項の規定にかかわらず、専務理事、常務理事を除く役員については、職員の退職手当支給規程を適用し、役員退職手当は支給しない。

(支給対象)

第3条 役員が退任（解任）又は死亡したときは、本人又はその遺族に退職手当を支給する。

(支給割合)

第4条 退職手当額は、役員が退任（解任）又は死亡した日における、その者の報酬月額額の100分の110に相当する額に、その者の勤続月数を乗じ、12で除して得た額とする。

(勤続月数の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続月数の計算は、役員に任命された日の属する月から退任（解任）した日の属する月までの役員として引き続いた期間による。

② 懲戒処分として停職となった期間は勤続期間に算入しない。

(再任等の場合の取り扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

② 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退任したものとみなし、それぞれの役

職期間に応じて第4条の規定により支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 退職手当の支給を受ける役員が死亡したときの遺族の範囲及び順位は、次に掲げるところによる。

- 1 配偶者（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の関係にあつた者を含む）
 - 2 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
 - 3 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、前号に該当しない者。
 - 4 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡時に本人の収入により生計を維持していた親族。
- ② 前項に掲げる者の退職手当金を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母は実父母より先にし、祖父母の場合についても同様とする。その他の親族については、職員との親等の近いものを先順位とする。
- ③ 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により等分にして支給する。

(端数整理)

第8条 退職手当の額に100円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

(退職手当の支給制限)

第9条 第4条に規定する退職手当は、次の各号の1に該当する場合には支給しない。

- 1 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けた場合
- 2 刑事事件に関連し、起訴されその判決確定前に退職した場合。ただし、最終判決確定が無罪となつた場合はこの限りでない。

- ① この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- ② この規程の施行の日以前から引続き在職する役員についても、この規程を適用する。

財団法人神奈川県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人神奈川県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第22条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定める事を目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

② 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額 $\frac{100}{15}$ に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の実情にあった者を含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号で該当しない者。
 - ② 前号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
 - ③ 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずる。

附 則

この規程は、平成14年9月1日より施行する。

財団法人愛知県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人愛知県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第11条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合には、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額 $\frac{100}{100}$ 分の100に相当する額に、在職年数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の年数の計算については、任命の日から起算して、暦に従って計算するものとし、1年未満の端数を生じたときは、6ヵ月以上は切り上げ1年とする。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職手当の調整)

第8条 役員があいち社会保険センター長を専任している場合は、役員の退職手当は支給しない。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に準ずるものとする。

附則 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

この規程は、昭和63年4月21日から施行する。